

大分県工事監督基準

大分県工事監督基準表
工事施工チェックマニュアル
指示・承諾・協議一覧表

令和7年4月

大分県土木建築部
大分県農林水産部

目 次

大分県工事監督基準	- 1
-----------	-----

大分県工事監督基準表

留意事項	- 4
大分県工事監督基準表	- 5
指示・承諾・協議書（振興局用）	-14
指示・承諾・協議書（土木事務所用）	-15
工事監督報告書（振興局用）	-16
工事監督報告書（土木事務所用）	-17

工事施工チェックマニュアル

工事施工チェックマニュアル	-18
---------------	-----

指 示 ・ 承 諾 ・ 協 議 一 覧

留 意 事 項	-30
第 1 編 共 通 編	-31
第 2 編 材 料 編	-38
第 3 編 土木工事共通編	-39
第 4 編 港 湾 編	-48
第 6 編 河 川 編	-53
第 7 編 河川海岸編	-57
第 8 編 砂 防 編	-59
第 9 編 ダ ム 編	-61
第 10 編 道 路 編	-64
第 11 編 農業農村整備編	-75
第 12 編 森林土木編	-85
第 13 編 漁港漁場編	-87
区画線設置工事	-93
植栽工事	-93

大 分 県 工 事 監 督 基 準

1. 目 的

この基準は地方自治法及び大分県公共工事契約約款等に基づき、土木請負工事の監督基準を示し監督業務の的確な執行を図り、もって契約の適正な履行を確保することを目的とする。

2. 監督の方法

監督の方法は以下の（１）～（８）によるものとする。

監督に際しての確認事項、確認方法及び確認時期は「大分県工事監督基準表」を基本とし、工事内容に応じて適宜追加する。

併せて、「工事施工チェックマニュアル」及び「指示・承諾・協議一覧表」を参照し、監督事項に遺漏のないように努める。

- （１）指 示 … 契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
(土木工事共通仕様書 第１編 1-1-2 共通-2 頁)
- （２）承 諾 … 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
(土木工事共通仕様書 第１編 1-1-2 共通-2 頁)
- （３）協 議 … 書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
(土木工事共通仕様書 第１編 1-1-2 共通-2 頁)
- （４）把 握 … 受注者が提示した資料により施工状況、使用材料、提示資料の内容について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいう。
- （５）受 理 … 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面（報告、提出、通知等）を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。
- （６）確 認 … 契約図書に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
(土木工事共通仕様書 第１編 1-1-2 共通-3 頁)
- （７）立 会 … 契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
(土木工事共通仕様書 第１編 1-1-2 共通-4 頁)
- （８）段階確認 … 設計図書に示された段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
(土木工事共通仕様書 第３編 1-1-1 土共-3, 4 頁)

＜大分県工事監督基準表＞

上記の監督方法のうち 確認、立会、段階確認について具体的に監督のポイントを示した。

＜工事施工チェックマニュアル＞

主に現地確認を行う場合の検測の要領を示した。

＜指示・承諾・協議一覧表＞

主に指示、承諾、協議として書類審査によるものについて、土木工事共通仕様書から指示、承諾、協議、確認、受理（提出、報告、通知、連絡）、把握（提示）が必要とされたものを書き出した。

3. 監督員の業務

- （１）監督員は大分県公共工事契約約款を遵守し、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）との連携を図り、契約の適正な履行の確保に努めなければならない。
- （２）監督員は、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事实施のための詳細図の作成および交付、受注者が作成した図面の承諾を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む）を行うものとする。

4. 監督後の処理

監督員は監督の方法のうち（１）指示（２）承諾（３）協議については「指示・承諾・協議書」（別紙様式）によって行うものとし、記録、整理しておく。

なお、「指示・承諾・協議書」は監督員（正）と受注者（写）の双方で保有するものとする。

（６）確認（７）立会（８）段階確認については、必要に応じて「工事監督報告書」（別紙様式）に記録し、監督員相互の情報の連携を図る。

ただし、受注者より「指示・承諾・協議書」の様式で提出された場合については、「工事監督報告書」に替えることができる。

また、現場技術員が臨場した場合には、現場技術員が監督職員へ報告する資料は、現場技術員が自ら作成する。

なお、重要事項は所属長の判断を仰がねばならない。

5. 臨場と机上確認

監督の方法のうち（６）確認（書面によるものを除く）（７）立会（８）段階確認については現地の臨場を原則とする。

ただし、都合により監督員が現地に臨場できない場合で、受注者から提示された施工管理記録、写真等の資料により監督員が確認できる場合には、机上確認とすることができる。

6. 机上確認にあたっての留意事項

- ・現地への臨場が原則であり、安易に机上確認とすることがないように注意すること。
- ・監督員には、現場技術員を含む。
- ・都合により臨場出来ない場合とは、閉庁日に段階確認となった場合を含む。
- ・段階確認が複数回に分かれる場合、その全てを机上確認としないこと。

大分県監督基準表

工事監督基準表の適用にあたっての留意事項

基本的に各事業の工事編を優先適用とするが、記載のないものについては、各工事編を適用するものとする。

- 土木建築部発注の工事については、第4編～第10編を優先とする。
- 農林水産部発注の工事については、第11編～第13編を優先とする。

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号		監督のポイント	確認方法	確認時期
総則	工事測量	仮BMの水準高	第1編 1-1-37	第11編 1-2-2	1. BMの確認 2. 仮BMの水準高、個所数・設置状況 3. 本BMから仮BMへの閉合差	確認	着工前
		中心線法線	〃	〃	1. 中心線・法線の位置の確認 2. 基準点、トラバース杭の確認(閉合差) 3. 控杭の設置状況、在来地盤との整合性	確認	〃
		丁張	〃	〃	1. 中心線からの距離、設置位置 2. 高さ、法勾配 3. 在来地盤との整合性、土質の変化への対応	確認	設置時
	用地境界	位置	第6編 1-12-2	第11編 1-8-2	1. 境界杭の位置、適切な配置、表示の方向	確認	設置後
材料	材料	品質	第2編		1. 品質・規格、寸法の適否 2. 品質証明書(コンクリート二次製品を含む主要材料は施工計画協議時に十分打合せを行い、現場をもって品質確認を行うよう努める)	確認	使用前
建設副産物	建設リサイクル法 ＜位置付け＞	土木工事500万円以上で特定建設資材(コン、鉄コン、As、木材)を使用	法第12条 13条 11条 18条 39条		1. 受注者→(リサイクル計画を説明)→発注者へ 2. 受注者→(契約書に添付)→発注者へ 3. 発注者→(通知)→県(知事)又は市長へ 4. 受注者→(完了後、報告書)→発注者へ 5. 受注者(元請業者)→(指導をチェック)→下請業者	確認	施工前 施工後 施工中
		現場内利用	通知		1. 小割の最大粒径、チップ化、混合状況	確認	施工中
		産業廃棄物	〃 〃		1. マニフェスト原本との照合 2. 一時保管…元請が保健所へ報告、看板掲示の有無	確認	施工後 施工中
		リサイクル推進計画書	大分県建設リサイクルガイドライン 別紙3		1. 担当が作成し、設計審査担当者(課長等)がチェック	確認	契約前
	＜具体・行動＞ 大分県建設リサイクルガイドライン	再生資源利用促進計画書	〃 様式1,2		2. 受注者が作成(100万円以上) 3. 計画書を監督者がチェック 4. 工事後、受注者がコブリスに inputs (監督員は内容を確認し、受注者から提出される工事登録証明書を保管)	確認	施工前 施工後
		再生資源利用[促進]計画様式(現場掲示対応版)			1. 受注者が作成し現場に掲示	確認	施工中
		残土処理場	通知 〃		1. 残土処理場の土地所有者、権利関係 2. 運搬距離、運搬経路等 1. 過積載の有無、異物(産廃)混入の有無 2. 処理の条件、流れ出し等周囲への影響 3. 残土敷き均しの状況	確認 確認	着手前 施工中
	建設発生土	建設発生土	大分県建設リサイクルガイドライン		1. 「確認結果票」(様式3)の作成 → 発注者へ 2. 「土砂運搬に関する通知書」(様式4)の作成 → 発注者へ 3. 「土砂受領書」(様式5)又は「土砂搬出及び受領証明書」(様式6)の受領又は作成 → 発注者へ	確認 確認	施工中 施工中 検査時
一般施工	基礎工	施工状況(共通事項)	第3編 2-4-4		1. 沈下量(打止め管理)、支持地盤の確認、先端処理 2. 配列の確認、偏心量、鉛直度 3. 杭長、矢板長、掘削長、基準高	段階確認	打込時 打込完了時 掘削完了時 施工完了時
		既製杭	〃		1. 試験杭の施工(杭径、杭の肉厚) 2. 杭頭処理状況 3. 杭のカットオフ、現場継ぎ手(溶接欄を参照)	段階確認 確認	試験杭施工時 杭頭処理完了時 施工中
		場所打杭	第3編 2-4-5		1. 杭頭処理状況 2. 材料及び配筋等 3. コンクリート打設量、打設方法、汚濁処理	段階確認 確認	杭頭処理完了時 鉄筋組立て完了時 施工前、施工中
		深礎工	第3編 2-4-6		1. 土質の状況、変化位置 2. 使用材料及び配筋等 3. 使用材料及び使用量 4. 余剰と隙間のグラウト等の充填量、裏込注入圧の管理	段階確認	土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時 グラウト等注入時 グラウト等注入時
	鋼管矢板工	鋼管矢板工	第3編 2-4-9		1. 試験杭の施工による杭長決定の管理方法 2. 杭頭処理状況 3. 建て込み位置のズレや傾斜、頂部の処理、管内の土砂取り除き 4. 杭の継ぎ手方法(溶接欄参照)	段階確認 確認	施工時 杭頭処理完了時 施工中
		オープンケージン ニューマチックケージン	第3編 2-4-7 2-4-8		1. 使用材料、施工位置 2. 支持層 3. 土質の状況、変化位置 4. 使用材料及び配筋	段階確認	鉄査掘え付け完了時 本体設置前(オープンケージン) 掘削完了時(ニューマチックケージン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時
	函渠工(ボックスカルバート)	施工状況	第10編 1-9-7 1-10-4	第11編 6-7-3	1. 土質の状況、変化位置 2. 基礎地盤の地耐力 3. 基礎工の状況、各部寸法、配筋 4. 継ぎ目の施工(付着、水密性、段差)	段階確認 確認	土(岩)質の変化した時 床版完了時 鉄筋組立て完了時 施工中
		排水工(管渠)	第10編 1-10-4	第11編 6-7-2	1. 土質の状況、変化位置 2. 形状、寸法と勾配 3. 接続状況、閉鎖と漏水	段階確認 確認	土(岩)質の変化した時 施工中
	構造物基礎工(栗石、砕石、砂)	施工状況	第3編 2-4-1 2-4-3	第11編 1-3-5	1. 土質の状況、変化位置 2. 基礎材質、基面が平滑、締固め状況 3. 支持地盤の地耐力(平板載荷試験)	段階確認 確認	土(岩)質の変化した時 施工中
		ブロック積・張(石積、張)工	第3編 2-4-3 2-5-1 2-5-3 2-5-5		1. 法線、丁張、取り上げ寸法の位置 2. 曲線の処理(調整コンの状況) 3. 基礎の床版(基面がドライで平滑) 4. 胴込、裏込厚、締固め状況、勾配、水抜きパイプ、吸い出し防止シート	確認 段階確認 確認	施工中 床版完了時 施工中
	緑化ブロック・プレキャスト法枠・ごまマット	(根固・水制工・沈床工・捨石工)	第3編 2-3-26 2-5-4		1. 材料のかみ合わせ連結 2. 裏込材の吸い出し防止	確認	施工中
	擁壁工(プレキャスト・RC)	土質の状況 出来形	第3編 2-15-2	第11編 6-11-2.3	1. 基礎地盤の地耐力 2. 形状、寸法、配筋(プレキャストを除く)	段階確認	床版完了時 鉄筋組立て完了時

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号		監督のポイント	確認方法	確認時期
一般施工	法面工	法面整形工	第1編 2-3-5	第11編 1-3-4	1. 基面の平滑、浮石の除去、クラック	確認	施工中
		種子・客土・厚層基材吹付	第3編 2-14-2		1. 土質試験の実施 2. 材料の確認 3. ネット(ラス)の重ね幅、吹付け厚 4. 金網等の規格、継ぎ手、巻き込み長	確認	〃
		コンクリート・モルタル吹付工	第3編 2-14-3		1. 吹付厚、金網の重ね幅 2. 供試体による強度試験 3. 伸縮目地、水抜き孔、ラス張り状況、巻き止め状況 4. 不良箇所等出現状況	確認	〃
		現場打 法枠工	第3編 2-14-4		1. アンカー長、定着長、引張定着力 2. 供試体による強度、養生、孔内グラウト量 3. 不良箇所等出現状況	段階確認 確認	アンカー設置後 施工中 施工後
		芝付工	第3編 2-14-2		1. 材料の確認、発芽率、土羽土の土質 2. 法長、勾配、厚さ	確認	施工中
土工	切土 (掘削)	土質の状況 出来形	第1編 2-3-1	第11編 1-3-2	1. 土質の状況と岩盤線、軟弱層の有無 1. 基準高、幅、法長及び勾配	段階確認 確認	土(岩)質の変化した時 施工中
							施工前
	盛土 (埋戻) (路体盛土工)	締め固め度	第1編 2-4-3	第10編 1-3-3	1. 盛土材料(CBR試験、土の締め固め試験) 2. 締め固め状況、現場密度 3. 一層の仕上がり厚、段切の実施	確認	施工後 (締め固め状況は施工中)
		出来形	〃	〃	1. 上面の基準高、幅、法長及び勾配 2. 構造物周辺の締め固め状況		
	河床掘削工	出来形	第1編 2-3-1		基準高、幅、法長及び勾配	段階確認	掘削完了時
	路床工 (路床盛土工)	品質	第1編		1. 現場CBR試験、土の締め固め試験	確認	施工前～後
		出来形	2-4-4		2. 仕上りの基準高、締め固め状況(ブルーフローリング)	段階確認	フローリング実施時
	表層安定処理 工等 (石灰、セメント、 As安定処理)	品質	第3編 2-7-2 2-7-3		1. 示方配合と現場配合 2. 一軸圧縮試験、骨材の修正CBR試験	確認	施工前
		出来形	2-7-4 2-7-6		1. 材料、基準高、幅、延長、施工厚さ 2. 現場密度、混合状況、使用材料の空袋の確認	段階確認 確認	処理(掘削)完了時 施工中
	締め固め改良工	施工状況	第3編		1. 使用材料、打込み長さ	段階確認	施工中
		出来形	2-7-8		1. 基準高、施工位置、間隔、杭径		施工完了時
	固結工	施工状況	第3編		1. 使用材料、深度	段階確認	施工中
		出来形	2-7-9		1. 基準高、施工位置、間隔、杭径		施工完了時
		施工状況			1. 使用材料、注入量、深度 ※ 薬液注入工法		施工中
	矢板工 (任意仮設を除く)	施工状況	第3編		1. 使用材料、寸法、溶接部の適否(縦継部溶接重合の場合)	段階確認	打込時
		出来形	2-3-4		1. 基準高、変位量		施工完了時
	補強土壁工	材料	第3編 2-15-3		1. 土の締め固め試験 2. 壁面材、補強材の品質証明書	確認	施工前
		施工状況	〃		1. 基礎地盤の地耐力 2. 現場密度、鉛直度(勾配) 3. 補強材、暗渠排水(排水シート含む)等の位置 4. 転圧状況(壁面部の締め固め状況)	段階確認 確認	床堀完了時 施工中
無筋・鉄筋 コンクリート	コンクリート工	コンクリート	第1編 3-3 3-6		1. JIS工場製品 2. 示方配合表(w/c、アルカリ、塩化物) 3. 運搬荷卸時間 4. 試験練り(強度、粗骨材の寸法、スランプ、空気量) 5. 打設順序、投入高さ、パイプレータ施工状況 6. 養生、型枠取り外し時期	確認	施工前
		鉄筋工	第1編 3-7		1. ミルシート、鉄筋径、間隔、本数、保管状況 2. 鉄筋の継ぎ手(加工・組立)、かぶり(スぺーサー) 3. 引張・圧縮側の確認	確認	施工中
路盤工	路盤工	下層路盤	第3編 2-6		1. 材料(骨材の粒度、修正CBR値) 2. 幅、厚さ、締め固め(現場密度) 3. 仕上りの基準高、ブルーフローリング	確認 段階確認	施工前 施工後 フローリング実施時
		上層路盤	〃		1. 2及び仕上りの基準高。ただし、上層路盤のみの場合は1. 2. 3. (上記と同じ)	確認・段階確認	施工前・施工後等
アスファルト舗装	アスファルト舗装	品質	第3編 2-6		1. 品質証明書 (骨材篩い分け試験、骨材の密度・吸水率試験、骨材の粘土塊量試験、粗骨材の形状試験、フィラーの粒度水分試験) 2. プラントの配合設計 3. 施工温度、コア抜きによる現場密度試験、抽出試験	確認	施工前
		出来形	〃		1. (コア抜きによる)厚さ 2. 平坦性(プロファイルメーター)	確認	施工後
橋梁下部工	躯体工	施工状況			1. 土質の状況、変化位置	段階確認	土(岩)質の変化した時 床堀完了時 鉄筋組立完了時 埋め戻し前
		コンクリート	第10編 3-6		1. 高さ、厚さ、断面形状の確認 2. 支間長、中心線の変位 3. コンクリート強度(シュミットハンマー)		
		鉄筋	(一般事項) 第1編 3-7		1. コンクリート・鉄筋欄を参照 2. 配筋、引張・圧縮側の確認		
			(耐震施工) 道路橋示方書		3. 圧接状況、資格者の適否 4. 耐震対策(帯筋のフック、圧接位置)	確認	施工中
橋梁上部工	共通事項	本体工	第10編		1. 材料の規格、寸法、沓座の位置	段階確認	沓座の位置決定時
		付属物			1. 橋長、幅員、基準高(キャンバー)	確認	施工後
		支承工	第10編		1. 高欄、支承、伸縮継手を品質証明書で確認 2. 据え付け処理(チッピング、水切り)		施工前 施工中
	鋼橋	材料	第10編 4-3		1. 品質、規格、寸法の証明書、鋼材の員数	確認	当初
		溶接	第3編 2-12-3		1. 溶接施工計画書の提出、作業者の資格 2. 開先、すみ肉の精度、余熱 3. 下地の清掃・乾燥等、連続施工、余盛高 4. 溶接検査(われ、ビット、凹凸、放射線透過試験、超音波探傷試験)	確認	施工前 施工後

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号		監督のポイント	確認方法	確認時期
橋梁上部工	鋼橋	仮組立	第10編 4-5 第10編 4-5-11		1. 組上がり部材の寸法及び適否 2. 組立ボルト孔の精度、ボルトのトルクカ	段階確認 (中間検査)	仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)
	PC橋等	材料	第10編 5-5		1. 品質証明書	確認	施工前
		桁製作工			1. 桁の寸法 2. PC鋼線、鉄筋の配置、スパーサ 3. 緊張力の管理(緊張順、損失値) 4. 型枠取り外しの時期、養生	段階確認	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (土場製作を除く)
		グラウト工	〃		1. 現場配合 2. 注入量、注入圧	確認	施工前 施工中
トンネル (第11編水路トンネル)	掘削	土質状況 湧水	第10編 6-3-2	第11編 5-5-1	1. 変化点の位置、地質資料との比較 2. 掘削方法、順序、計測管理に基づく施工	段階確認 確認	土(岩)質の変化した時 施工中
	支保工	出来形	第10編 6-4-5	第11編 5-5-1	1. 吹付コンクリート厚、支保工の間隔、本数	段階確認	支保工完了時 (保工変化毎)
	吹付けコンクリート	品質・出来形	第10編 6-4-3	第11編 5-5-1	・法面工(コンクリート吹付工欄を参照)	確認	施工中
	ロックボルト	品質	第10編 6-4-4	第11編 5-5-1	1. 部材の品質証明書	確認	施工前
		出来形			2. 位置、間隔、角度、深さ、孔径、孔のくり粉の除去	段階確認	設置完了時
	インパート工	出来形	第10編 6-6	第11編 5-5-2	1. 鉄筋径、間隔、本数 2. 鉄筋の継手、かぶり	段階確認	鉄筋組立て完了時
	覆工	施工状況	第10編 6-5-3	第11編 5-5-2	1. 巻立空間 1. 基準高、幅、厚さ、断面寸法 2. 型枠据付の適否、取り外し時期 3. 打継目の清掃と新旧コンクリートの密着、左右対称の水平打設 4. 防水シートの接合、漏水 5. コンクリート打設(天頂部の表面仕上げ)・締固め状況	段階確認	コンクリート打設前 コンクリート打設後
		出来形				確認	施工中
水門・堰	本体構造物	施工状況	第1編 3-3、3-6、3-7		1. 土質の状況、変化位置 2. 基礎地盤の地耐力 ・コンクリート欄を参照	段階確認	土(岩)質の変化した時 床堀完了時 鉄筋組立完了時
		コンクリート・鉄筋					
		出来形	第6編 4-6、5-6		1. 基準高、幅、延長、高さ(取り上げ線) 2. 一次、二次コンの付着(チッピング)、埋設鋼構造物周辺への付着・水密性	確認	埋戻し前 施工中
	扉体及び開閉装置	材料・仮組立	第10編 4-5		1. 品質、規格、寸法(鋼橋欄を参照) 2. 添接部、取合せ部(鋼橋・溶接欄を参照)	段階確認 (中間検査)	仮組立時
		水密、耐圧、動作確認			1. 扉体等の水密、耐圧の確認 2. 機械装置の動作を確認 2. 導水管及びフロート管への入水等により、設定水位において自動装置の作動及び可動堰等の動作を確認	段階確認	仮組立時 施工中
	水門塗装	品質・施工	第6編 4-3-10		・工場塗装欄を参照	確認	〃
補修工		材料			・鋼橋欄を参照	確認	施工前
	床版補強工	施工状況	第10編 14-14-4		1. 接着面の不陸調整、シンナー等による清掃 2. 接着材の現場養生へ適合確認 3. 注入材使用量の空き缶管理	確認	施工中
砂防ダム	測量	ダム法線	測量マニュアル		1. 基準点、仮ベンチマークの位置 2. 設計図面との整合、用地境界線の確認	段階確認	法線設置完了時
	掘削	基礎面	第8編 1-8-2		1. 土質の状況(ボーリング資料との比較) 2. 基準高、幅、長さ、法面勾配 3. 支持力の確認(平板載荷試験)、推定岩盤線との比較	段階確認	土(岩)質の変化した時 床堀掘削完了時
	ダム本体 副堤・水叩き 側壁	コンクリート打設	第8編 1-8-4		1. グリーンカットの状況、チッピング 2. 敷モルタルの施工 3. 打設・締固め状況 4. 養生、型枠取り外し時期	確認	施工中
		出来形	〃		1. 基準高、幅、延長、高さ(取り上げ線) 2. コンクリート強度	段階確認	埋戻し前
		止水板	〃		1. 止水板接合完了後、接合部の止水性	確認	施工後
	鋼製スリット	品質	第10編 4-3		・鋼橋欄を参照	確認	着手前
		仮組立				段階確認	仮組立時
		工場塗装工	第10編 4-6		・塗装欄を参照	確認	施工前
急傾斜	掘削	法切面 基礎面	第1編 2-3		1. 床の切込の適否、法面勾配 2. 厚さ、法長、延長 ・各工種を参照	段階確認	変化時 掘削完了時
	構造物工	施工状況				段階確認	着手前・施工中・施工後
	仮設工	仮設防護柵	労働安全指導		1. 設置方法と期間	段階確認	設置後
地すべり防止工	集・排水ボーリング	品質	第8編 3-7	第11編 16-7-3 16-7-4	1. 材料、寸法 2. ボーリング位置、方向、角度、長さ 3. 掘削スライムとの地質比較	確認 立会	施工前 検尺を受ける時
		施工状況				確認	施工中
	アンカー工	品質	第8編 3-4-6	第11編 16-12-1	1. 材料(寸法、品質証明書) 1. 位置、方向、角度、長さ 2. グラウト(配合、注入圧、注入量) 3. すべり面の位置によるアンカー効果を確認、引張試験	確認	施工前 施工完了時
		施工状況					施工中
	集水井	掘削	第8編 3-7-1 3-7-5	第11編 16-7-2	1. 土質の変化と地下水位の確認 2. ライナープレートの偏心、歪み、地山との隙間処理	段階確認 確認	土質の変化時 設置完了後
		集水井			1. 位置、掘削深	段階確認	掘削完了時
	抑止杭	削孔	第8編 3-9-1 3-9-3	第11編 16-8-2	2. スライムの変化によるすべり面の高さ確認 3. 接続杭の接続方法の適否	確認	施工中
		鋼管杭 コンクリート杭			4. すべり面の高さによる杭効果の確認		

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号		監督のポイント	確認方法	確認時期
コンクリートダム	掘削工	掘削分類	第9編 1-3-2	第11編 11-4-1 11-4-2	1. 土石掘削、岩石掘削(火薬使用量)の判定	確認	掘削完了後
		仕上げ掘削	第9編 1-3-5		2. 基礎地盤、基礎岩盤の整形(不良岩の処理、予定線の変更)、仕上げ掘削の確認		
		岩盤清掃	〃		3. 地盤、岩盤清掃状況		
	ダムコンクリート工	コンクリート運搬・打設 締固め養生	第9編 1-4-7 ～ 1-4-12 1-5-1 ～ 1-5-4	第11編 11-6-1 ～ 11-6-3	1. コン練から打設までの経過時間、打設口の高さ 2. 打込み開始～基礎岩盤面・コン打込み面を湿潤、モルタル敷き 3. 打設日の間隔、隣接ブロック高低差、一層の打込み厚さ、平均気温 4. パイプレータのかけ方、養生(打込み直後に、湛水又はシート覆い) 5. 打継目の処理(レイタンス除去、チッピング処理) 6. 型枠設置、取りはずし時期、表面から2.5cm内に鉄類を残さない	段階確認	設計図書に定める時期
		出来形	〃	〃	1. 寸法、勾配	確認	〃
	埋設物設置工	冷却管設置	第9編 1-8-4	第11編 11-6-5	1. 冷却管内へのセメントミルク注入	立会	継目グラウト施工後
		継目グラウチング	第9編 1-10	第11編 11-6-6	1. 水押しテスト、充水、セメントミルクの配合、切替、比重 2. 注入圧力の記録、注入圧の完了確認	確認	施工中
		止水板	〃	〃	1. 接合部の止水性	〃	〃
	閉塞工	堤内仮排水路	第9編 1-11	第11編 10-13-1	1. コンクリート打設方法、締切からの湧水処理	確認	打設完了時
フィルダム	掘削工	掘削分類	第9編 1-3-2	第11編 10-4-1 10-4-2	・コンクリートダム欄を参照	確認	掘削完了後
		仕上げ掘削	第9編 1-3-5				
		岩盤清掃	第9編 2-2-5		1. 基礎地盤の整形	立会	整形作業時
	盛立工	材料	第9編 2-4	第11編 10-5-2	1. 材料の適否(粒度、含水比)	確認	施工前
		施工状況	〃	第11編 10-8-1	1. コア、フィルターを同標高で盛立施工 2. 基礎面の湧水処理、岩着材の施工 3. 中間材の締固め 4. コアの盛立(水平の施工、雨水排水の勾配、軸に平行に転圧、巻出厚、回数、締固め表面の乾燥湿潤状況)	段階確認	設計図書に定める時期
基礎チングラウ	ボーリング工	検尺	第9編 3-3	第11編 10-11-1	1. ボーリング位置、方向、角度、深度 2. 地質の状況(コア採取)、透水性(水押しテスト)	立会 確認	検尺を受ける時 施工中
	グラウチング工	材料・注入	第9編 3-4	第11編 10-11-1	1. 示方配合と現場配合の対比 2. 材料納入伝票(セメントミルクの配合、比重) 3. グラウト圧、注入量、注入速度の記録 4. 堤体、基礎地盤の変位観測、注入効果の判定	確認	施工中
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー用穿孔工		第10編 16-24-4	1. 削孔長、径、間隔、孔内状況	段階確認	フーチング定着アンカー用穿孔完了時	
	鋼板取付け工 固定アンカー工			1. 施工図との照合(鋼板の割付、形状、継手形状)、材片の組み合わせ状況		鋼板取付け工、固定アンカー工完了時	
	現場溶接工	施工状況		1. 仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況、仮付け溶接寸法、外観状況 2. 溶接部の外観状況		溶接前 溶接完了時	
	現場塗装工			1. 鋼板面素地調整状況 2. 外観状況		現場塗装前 現場塗装完了時	
港湾・海岸	浚渫工 (置換床掘工)	出来形	第4編 3-3-2	1. 水深、長さ、幅(音響測深器又はレッドによる) 2. 汚濁防止対策又は汚濁発生の抑制	確認	浚渫完了時 施工中	
	捨石被覆石工 裏込工 (かごマット)	材料	第4編 1-3-4	1. 比重、形状(扁平でない)、寸法(品質証明等) 2. 材料搬入状況(数量検測)	確認	施工前	
		施工状況	第4編 3-10-3 3-15-2	1. 基準高、幅、マットの破損 2. 均し状況(平坦性)、勾配、締固め状況、かみ合わせ 3. 濁りの発生抑制(水洗い)	段階確認	設置完了時	
	圧密・排水工	サント・砕石・ペーパードレーン、コンパクション	第4編 3-3-6	1. 配置、形状寸法 2. 打ち込み記録(先端強度の経時変化、ドレーン材上面変化の経時変化)	段階確認 確認	設置完了時 施工中	
	固化工	深層混合処理	第4編 3-3-8	1. 打止め深度の確認方法、施工前後の地盤高の測定 2. 試験打ち 3. 施工記録(吐出量、先端深度ほか) 4. 先端補強、杭接合部のラップ幅	確認 立会 確認	施工前 試験施工時 施工中	
杭・矢板工	施工状況	第4編 3-3-13 ～ 3-3-16	1. 打止め深度の確認方法 2. 打込み記録(矢板貫入量、打撃回数、リバウンド、ラム落下高)	確認	施工前 ～施工中		
港湾・海岸	消波・根固工 コンクリートブロック工	製品の出来形	第4編 3-8-2 3-8-3 3-10-4 3-15-4 3-15-5	1. 個別の寸法、表面肌 2. 強度(シュミット)、配筋、型枠取りはずし時期 3. 仮置状況(転倒の恐れ)	段階確認	製作後	
		据付け 施工状況		1. 基準高、延長、法線出入り、段差、ブロック間隔 2. 運搬・据付状況(かみ合わせ)	段階確認	設置完了後	
	上部コンクリート工 上部ブロック工	品質 出来形	第4編 3-16	1. コンクリート欄を参照 2. 基準高、寸法、強度(シュミット)、表面肌	確認	施工前 施工後	

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期
ほ場整備工事	区画整理		第11編 1-2-2	1. 地区界の確認 2. 換地配分面積	確認	施工前 随時
	表土扱い	出来形	第11編 2-2-2 2-3-1	1. 厚さ	確認	施工後
	基盤整地 田面整地	出来形	第11編 2-2-2 2-3-1	1. 基準高 2. 均平度	段階確認	施工後
農用地造成工事	造成土工 (刈払い工)		第11編 3-3-2	1. 地区界の確認	確認	施工前 随時
	耕土深耕	出来形	第11編 3-2-2 3-3-2	1. 耕起深	確認	施工後
	土壌改良	出来形	第11編 3-5-1	1. pH測定(指定したとき)	確認	施工後
用排水路工事	現場打ち コンクリート	出来形	第11編 6-6-2	1. 基準高、幅、厚さ 2. 中心線のズレ	確認	施工中 (変化時)
	コンクリート 二次製品	品質	第11編 6-6-3	1. 品質証明	確認	施工前
	出来形	2. 基準高、幅、高さ、 3. 中心線のズレ		確認	施工中 (変化時)	
	管水路	・管水路工事欄を参照				
管水路工事	基礎 (砂基礎等)	出来形	第11編 8-5	1. 高さ、幅、厚さ ※(初期施工後1箇所以降、口径、管種変更毎1箇所)	確認	施工中 (変化時)
	コンクリート 二次製品 RC管	品質	第11編 6-7-3	1. 品質証明	確認	施工前
	出来形	2. 基準高 3. ジョイント間隔 ※(初期施工後1箇所以降、口径、管種、継手構造変更毎1箇所)		確認	施工中 (変化時)	
	鋳鉄管 強化プラスチック 複合管	品質	第11編 8-6-2 8-6-3	1. 品質証明	確認	施工前
	出来形	2. 基準高 3. ジョイント間隔 ※(初期施工後1箇所以降、口径、管種、継手構造変更毎1箇所)		確認	施工中 (変化時)	
	硬質ポリ塩化 ビニル管	品質	第11編 8-6-1	1. 品質証明	確認	施工前
	出来形	2. 基準高 3. 埋設深さ ※(初期施工後1箇所以降、口径、埋設深変更毎1箇所)		確認	施工中 (変化時)	
	鋼管	品質	第11編 8-6-4	1. 品質証明	確認	施工前
	出来形	2. 基準高 3. 溶接部(継手部塗装を含む) ※(初期施工後1箇所以降、口径、管種、継手構造変更毎1箇所)		確認	施工中 (変化時)	
シーリング工事	シーリング工事 (一次覆工) (コンクリートセグメント、鋼製セグメント) 推進工事	品質	第11編 19-	1. 品質証明	確認	施工前
	出来形	2. たわみ率 ※(初期施工後1箇所以降、セグメントタイプ毎1箇所)		確認	施工中 (変化時)	
畑かん施設工事	散水器具工 (スプリンクラー)	品質	第11編 9-2-3	1. 品質証明書の確認 2. 材料納入伝票の確認	確認	施工前 施工後
	出来形	3. 埋設深		確認	1基目設置後	
頭首工事	本体工	出来形	第11編 14-4 14-5	1. 不可視となる構造物等の厚さ(エプロン等) ※(初期施工後1箇所以降、構造物変更毎に1箇所)	立会	施工中
	護床ブロック (異形ブロック)	出来形	第11編 14-6	・港湾・海岸・漁港の消波、根固工コンクリートブロック工の欄を参照		
ため池工事	堤体工	出来形	第11編 18-3-10	1. 基準高 2. 鋼土の幅 ※(盛土高の1/2到達時以降、構造変更毎1箇所)	立会	施工中 (変化時)
	洪水吐工	出来形	第11編 18-5-1	1. 厚さ ※(1スパン目施工後1箇所以降、構造変更毎1箇所)	確認	施工後
	樋管工	出来形	第11編 18-6-1	1. 幅、厚さ、施工延長 ※(施工完了後、構造変更毎に1箇所)	確認	施工後
暗渠排水工事	吸水渠	出来形	第11編 2-3-4	1. 布設深、間隔 ※(1路線目布設後始点、中間点、終点)	確認	施工中 (変化時)
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	出来形		1. 間隔 ※(施工路線毎に始点、中間点、終点)	確認	施工中 (変化時)

※ 注1 第11編で記載のない工事等については、他の種別・細別を準用すること。

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期	
治山ダム	測量	ダム法線	第1編 1-1-37	1. 基準点、仮ベンチマークの位置 2. 設計図面との整合(縦断、横断方向)	段階確認	法線設置時	
		丁張		1. 設置箇所 2. 中心線からの距離、基準高、勾配	確認	設置後	
	掘削	土質等	第3編 2-3-3	1. 土質の状況と岩盤線、軟弱層の有無 2. 転石の状況 3. 流入水と湧水の状況	立会確認	土質の変化時	
		基礎面	第8編 1-8-1	1. 土質の状況 2. 基準高、幅、長さ、法面勾配 3. 支持力の確認(必要であれば平板載荷試験)、推定岩盤線との比較	段階確認	土質の変化したとき 床掘削完了時	
	ダム本体 副堤 水叩き 側壁	コンクリート打設	第8編 1-8-4	1. 敷モルタルの施工 2. 打設・締固め状況 3. 養生、型枠取り外し時期 4. グリーンカットの状況 5. 挿筋の本数、間隔、高さ	確認	施工中	
		出来形	〃	1. 基準高、幅、延長(取り出し線)、高さ(取り上げ線) 2. コンクリート強度	段階確認	埋戻し前	
		止水板	〃	1. 止水板接合完了後、接合部の止水性	確認	施工後	
		間詰工	〃	1. 土質の状況 2. 位置、構造	立会	施工前	
		鋼製スリット	品質	第10編 4-3	・鋼橋欄を参照	確認	着手前
			仮組立			段階確認	仮組立時
		工場塗装工	第10編 4-3-13	・塗装欄を参照	確認	施工前	
	仮設工	施工状況	労働安全指導	1. 手すり、昇降設備の安全性	確認	施工中	
※ 注1 記載のない工事等については、他の種別・細別を準用すること。							
山腹工事	法切工	施工状況	第12編 4-3-2	1. 施工範囲の確認 2. 法面勾配 3. 床の切込みの適否	立会確認	施工前 施工中 変化時 施工後	
	階段切付工	施工状況	第12編 4-3-3	1. 施工範囲及び施工位置の確認 2. 床の幅	立会確認	施工前 施工中 変化時 施工後	
	暗渠工	施工状況	第12編 4-6 4-7	1. 施工範囲及び施工位置の確認 2. 土質の状況 3. 床均し	立会確認	施工前 施工中 変化時	
	水路工			1. 断面の確認 2. 断面の地山との両端すり付け状態 3. 流末処理		施工後	
	柵工	施工状況	第12編 4-8 4-9	1. 施工範囲及び施工位置の確認 2. 山腹面の整地状況 3. 段切状況	立会確認	施工前 施工中 変化時	
	筋工			1. 杭の打ち込み深さ、杭高及び間隔 2. 断面の地山との両端すり付け状態		施工後	
	伏工・実播工	施工状況	第12編 4-10	1. 施工範囲及び施工位置の確認 2. 山腹面の整地状況	立会確認	施工前 施工中 変化時	
				1. 断面の地山との両端すり付け状態		施工後	
				2. 散布状況の確認(確認飛行含む)		施工中・施工後	
	※ 注1 記載のない工事等については、他の種別・細別を準用すること。						
森林整備工事	工事の測量	周囲測量	第1編 1-1-37	1. 施工範囲の確認 2. 杭の位置	確認	施工前	
	地帯え	施工状況	第12編 5-2-5	1. 標準地の選定	確認	施工前	
		出来形		1. 残存木等の確認 2. 伐採木・枝条等の整理確認(柵間隔、規模等) 2. 伐採(切離し)高の確認	立会	施工前 施工中 施工後	
	苗木運搬 仮植 植付け 施肥 支保(支柱工) 補植 追肥	品質	第12編 5-2-3 5-2-4 5-2-6 5-2-7 5-2-8 5-2-9 5-2-10	1. 苗木本数、規格、肥料及び支保工材料の確認 (苗木については1本当たりの重量を確認すること)	立会	施工前	
		施工状況		1. 標準地の選定(地帯え工と同標準地であれば必要なし)	確認	施工前	
				1. 苗木運搬状況(苗木及び仮植地から)	立会 確認	施工中	
				2. 仮植状況			
				3. 植付状況			
				4. 支保工状況			
	出来形	5. 施肥状況(1本当たりの数量及び全数量の確認) 1. 植栽間隔の確認、枯損状況確認 2. 材料の総数量確認(肥料等は空袋で行う) 3. 周囲の杭の復元(標準地も含む)	立会	施工中 施工後			
	風倒木整理工	施工状況	第12編 5-3-1	1. 標準地の選定	確認	施工前	
				1. 伐採木材積確認 (標準地の伐採木の胸高直径及び樹高、伐採本数から算出)	立会	施工前	
出来形		1. 伐採状況 2. 伐木造材、玉切り、木寄せ、搬出等の状況(枝条整理を含む) 1. 上記1. 2の確認 2. 周囲の杭の復元(標準地も含む)	立会	施工中 施工後			
下刈り	施工状況	第12編 5-4-2	1. 標準地の選定	確認	施工前		
	出来形		1. 密度管理及び草高確認 2. 刈払い状況(地際からの刈払い、刈払い物の処理状況) 1. 上記2の確認 2. 誤伐の確認(誤伐があれば同等のものを植栽) 3. 周囲の杭の復元(標準地も含む)	立会 確認	施工中 施工後		

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期
森林整備工事	つる切り	施工状況	第12編 5-4-3	1. 標準地の選定	確認	施工前
				1. 繁茂状況の確認 2. つる切り状況	立会	施工前 施工中
		出来形		1. 上記2の確認 2. 植栽木への損傷等の確認 3. 周囲の杭の復元(標準地を含む)	立会	施工後
	本数調整伐、受光伐、除伐 (針葉樹)	施工状況	第12編 5-4-4	1. 標準地の選定	確認	施工前
				1. 標準地内での伐採率確認(樹高、胸高直径、本数等) 2. 施工区域全体の選木状況確認 (標準地外の選木率の確認 抽出により) 3. 標準地内での選木率の確認	立会	施工前
				1. 標準地内での伐採率確認 2. 区域全体の伐採状況確認 (標準地外の伐採率の確認 抽出により) 3. 状況確認 ・選木状況 ・伐倒、伐倒高 ・枝払い、玉切り、集積作業等 ・かかり木処理	立会	施工中
		出来形	1. 上記1. 2. 3の確認 2. 標準地内の伐採木の伐根へのナンバリングテープ等の明示 3. 周囲の杭の復元(標準地を含む)	立会	施工後	
	除伐 (広葉樹)	施工状況	第12編 5-4-4	1. 標準地の選定	確認	施工前
				1. 密度管理、伐採率の確認 2. 除伐状況 ・伐倒、伐倒高 ・枝条処理等 ・かかり木処理	立会	施工中
		出来形		1. 上記1. 2の確認 2. 周囲の杭の復元(標準地を含む)	立会	施工後
	枝落し	施工状況	第12編 5-4-5	1. 標準地の選定	確認	施工前
				1. 枝落し高(平均)の確認(標準地) 2. 枝落し本数の確認(枝落し高3.0m以上場合 標準地) 3. 枝落し状況 ・枝の切断状況 ・枝条処理等	立会	施工前 施工中
		出来形		1. 上記1. 2. 3の確認 2. 周囲の杭の復元(標準地を含む)	立会	施工後
	雪起し (倒木起し)	施工状況	第12編 5-4-7	1. 標準地の選定	確認	施工前
				1. 倒木の樹高の確認(標準地) 2. 倒木起し率確認(標準地) 3. 倒木起し状況 ・引き起し状況 ・根の部分の処理状況	立会	施工前 施工中
		出来形		1. 上記1. 2. 3の確認 2. 周囲の杭の復元(標準地を含む)	立会	施工後
	病虫害防除	品質	第12編 5-4-8	1. 薬剤の確認 2. 貯蔵方法	立会	施工前
		施工状況		1. 標準地の選定 1. 使用量の確認(標準地)、及び全数量 2. 散布状況 ・散布状況 ・付着状況	立会	施工前 施工中
		出来形		1. 上記1. 2の確認 2. 使用材料の総量確認(使用後空袋での確認) 2. 周囲の杭の復元(標準地を含む)	立会	施工後
	獣害防護柵 (防鹿柵)設置	品質	第12編 5-4-9	1. 全材料数量及び規格等の確認 (木材、シカネット、ロープ等)	立会	施工前
		施工状況		1. 施工位置の確認 1. 抽出にて使用量の確認及び地上高等の確認 (抽出場所については標示すること) 2. 獣害防護柵状況 ・床堀状況 ・建て込み状況 ・緊結(結束)状況 ・埋戻し状況 ・ネット張り及びロープ掛け状況	立会 段階確認 (初回) 以降は 立会 確認	施工前 施工中
出来形		1. 上記1. 2の確認		立会	施工後	
※ 他の細別については、他の種別の細別を準用すること。						

※ 他の細別については、他の種別の細別を準用すること。

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期
海岸防災林造成（森林造成）工	覆砂工（敷わら）	品質	第12編 6-2-2	1. わらの確認（1束当たりの重さを含む）	立会	施工前
				1. 標準地の選定	確認	施工前
		施工状況		1. 使用量の確認（標準地）、及び全数量 2. 敷きわら状況 ・施工状況	段階確認（初回）以降は立会確認	施工前 施工中
		出来形		1. 上記1. 2の確認 2. 周囲の杭の復元（標準地を含む）	立会	施工後
	防風工（シカ等動物被害防止柵）	品質	第12編 6-2-4	1. 全材料数量及び規格等の確認（木材、シカネット、ロープ等）	立会	施工前
				1. 施工位置の確認	立会	施工前
		施工状況		1. 抽出にて使用量の確認及び地上高等の確認（抽出場所については標示すること） 2. 防風工（被害防止柵）状況 ・床端状況 ・建て込み状況 ・緊結（結束）状況 ・埋戻し状況 ・ネット張り及びロープ掛け状況	段階確認（初回）以降は立会確認	施工前 施工中
		出来形		1. 上記1. 2の確認	立会	施工後
	静砂工（静砂垣）	品質	第12編 6-2-6	1. 全材料数量及び規格等の確認（木材、竹、竹製品防風用フェンス）	立会	施工前
				1. 施工位置の確認	立会	施工前
		施工状況		1. 抽出にて使用量の確認及び地上高等の確認（抽出場所については標示すること） 2. 静砂工状況 ・床端状況 ・杭打込み状況 ・竹製品防風用フェンス建て込み状況 ・緊結状況（構成資材との） ・埋戻し状況	段階確認（初回）以降は立会確認	施工前 施工中
		出来形		1. 上記1. 2の確認	立会	施工後
※ 他の細別については、他の種別の細別を準用すること。						
漁港（一般施工）	浚渫工（置換床端工）	出来形	第13編 5-3-2	1. 水深、長さ、幅（音響測深器又はレッドによる）	確認	浚渫完了時
				2. 汚濁防止対策又は汚濁発生の抑制		施工中
	捨石被覆土工裏込工（かごマット）	材料	第13編 2-3-4	1. 比重、形状（扁平でない）、寸法（品質証明等） 2. 材料搬入状況（数量検測）	確認	施工前
		施工状況	第13編 5-10-3 5-15-2	1. 基準高、幅、マットの破損 2. 均し状況（平坦性）、勾配、締固め状況、かみ合わせ 3. 濁りの発生抑制（水洗い）	段階確認	設置完了時
	圧密・排水工	サンド・砕石・ペーパードレーン、コンパクション	第13編 5-3-6	1. 配置、形状寸法 2. 打ち込み記録（先端強度の経時変化、ドレーン材上面変化の経時変化）	段階確認 確認	設置完了時 施工中
	固化工	深層混合処理	第13編 5-3-8	1. 打止め深度の確認方法、施工前後の地盤高の測定 2. 試験打ち	確認 立会	施工前 試験施工時
				3. 施工記録（吐出力、先端深度ほか） 4. 先端補強、杭接合部のラップ幅	確認	施工中
	杭・矢板工	施工状況	第13編 5-3-13 ～ 5-3-16	1. 打止め深度の確認方法 2. 打込み記録（矢板貫入量、打撃回数、リバウンド、ラム落下高）	確認	施工前 ～施工中
	消波・根固工 コンクリートブロック工	製品の出来形	第13編 5-8-2 5-8-3 5-8-7 5-10-4 5-15-4 5-15-5 5-18-3	1. 個別の寸法、表面肌 2. 強度（シュミット）、配筋、型枠取りはずし時期 3. 仮置状況（転倒の恐れ）	段階確認	製作後
		据付け 施工状況		1. 基準高、延長、法線出入り、段差、ブロック間隔 2. 運搬・据付状況（かみ合わせ）	段階確認	設置完了後
上部コンクリート	品質	第13編 5-16	1. コンクリート欄を参照	確認	施工前	
	出来形		2. 基準高、寸法、強度（シュミット）、表面肌		施工後	
着定基質工事	着定基質	・魚礁工事欄を参照				
	石材投入	材料	第13編 2-3	1. 比重・吸水率（試験成績表）、産地、形状（扁平でない）、寸法（品質証明等） 2. 材料搬入状況（数量検測）	確認	施工前
		施工状況	第13編 5-15-2 5-24-4 5-26-5	1. 均し状況 2. 濁りの発生抑制	段階確認	施工中
				1. 投入については、概ね500～3,000m ³ に1回（3～5船）及び第1回と最終回	立会	施工中

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期
魚礁工事	単体魚礁	製作	第13編 5-24-2	1. 鉄筋(加工筋・配筋)、型枠検査を各魚礁毎に実施 2. 製作完了後、沈設前に出来形確認を実施	段階確認	施工中
	沈設		第13編 5-24-4	1. 各魚礁毎に実施(投入位置、沈設速度)	段階確認	施工中
	組立魚礁 組立工 (コンクリート製組立魚礁) (化学系組立魚礁) (鋼製組立魚礁)	部材	第13編 2-19 5-25-3	1. 鋼製材料加工後、溶接前に材料検査を実施 2. 製作完了後、工場出荷前に部材出来形確認を実施	段階確認	施工中
		アンカー部材	第13編 5-25-3	1. 鉄筋(加工筋・配筋)、型枠確認を各魚礁毎に実施	段階確認	施工中
		組立	第13編 5-24-3 5-25-3	1. 組立完了後、沈設前に出来形確認を実施	段階確認	施工中
区画線		品質	第3編 2-3-9 区画線仕様書 7条、8条	1. 塗料、ビーズの品質、使用量(テスト引き) 2. 路面に作図を行い、施工箇所、延長、幅	確認	施工前
		出来形				施工中
植栽工		品質	植栽仕様書 5条、ほか	1. 必要により栽培地の検査、植え付け前の現地検収 2. 活着管理、客土用土、施肥状況、樹木の損傷、保護養生	段階確認	施工前
						施工中

指 示 ・ 承 諾 ・ 協 議 書

(振興局用)

工事場所

工 事 名

受注者名

番 号	NO.					
発 議 者	☐ 発注者	☐ 受注者	発議年月日	令和	年	月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 届出	☐ 協議 ☐ その他(	☐ 通知	☐ 承諾	☐ 提出	)
協議事項						
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について、 ☐ 指示 ・ ☐ 承諾 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 通知 ・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 内容回答予定日：令和 年 月 日				
	受 注 者	上記について、 ☐ 了解 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 提出 ・ ☐ 報告 ・ ☐ 届出 します。 ☐ その他 内容回答予定日：令和 年 月 日				
	処理・回答年月日		令和 年 月 日			
確 認 欄	局 長 (重要事項のみ)	次 長 (重要事項のみ)	部 長	監 督 員 (班 総 括)	監 督 員	監 督 員
	代 表 者 (重要事項のみ)			現場代理人	主任(監理) 技 術 者	立 会 人

※ 確認欄の役職名等については、所属の実情に応じて適宜修正して下さい。

指 示 ・ 承 諾 ・ 協 議 書

(土木事務所用)

工事場所 線、川、港 市、郡 町、村、大字

工事名 第 号 工事

受注者名

番 号		NO.			
発 議 者		☐ 発注者	☐ 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項		☐ 指示 ☐ 届出	☐ 協議 ☐ その他()	☐ 通知	☐ 承諾 ☐ 提出
協議事項					
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について、 ☐ 指示 ・ ☐ 承諾 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 通知 ・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 () 内容回答予定日：令和 年 月 日			
	受 注 者	上記について、 ☐ 了解 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 提出 ・ ☐ 報告 ・ ☐ 届出 します。 ☐ その他 () 内容回答予定日：令和 年 月 日			
	処理・回答年月日		令和 年 月 日		
確 認 欄	所 長 (重要事項のみ)	次 長 (重要事項のみ)	監 督 員 (担 当 課 長)	監 督 員 (班 総 括)	監 督 員
	代 表 者 (重要事項のみ)		現 場 代 理 人	主 任 (監 理) 技 術 者	立 会 人

※確認欄の役職名等については、所属の実情に応じて適宜修正して下さい。

工 事 監 督 報 告 書

(振興局用)

(地 区)

工事場所

線、川、港

市、郡

町、村、大字

工事名

第 号

工事

受注者名

番 号 年 月 日	NO					令和 年 月 日				
確 認 欄	部 長 (重要事項のみ)		監 督 員 (班 総 括)	監 督 員	監 督 員					
監督者氏名										
監督日時	令和 年 月 日					午前・午後				
監督場所										
現場代理人氏名	在 不在		主任技術者氏名	在 不在						
その他立会者										
内 容										

※ 確認欄については、大規模プロジェクト事務所及び各班において修正すること。
(基本的には総括までとするが重要事項については部長までとする)

※ 報告書の内容によっては、「指示・承認・協議書」の様式に替えることが出来る。

工 事 監 督 報 告 書

(土木事務所用)

(地 区)

工事場所

線、川、港

市、郡

町、村、大字

工事名

第 号

工事

受注者名

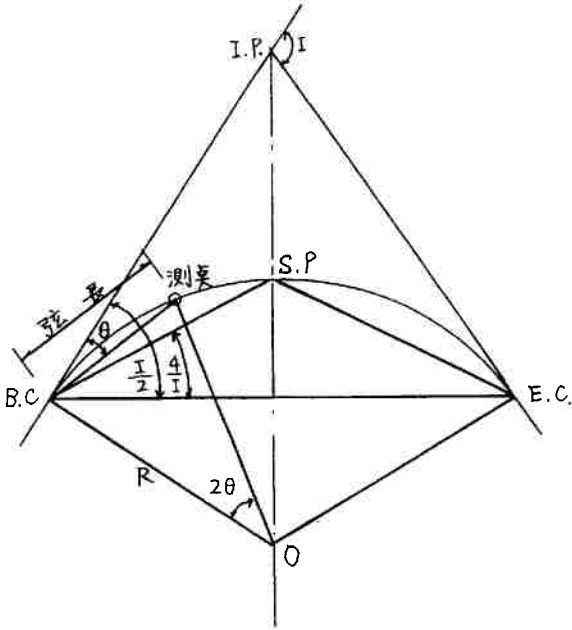
番 号 年 月 日	NO					令和	年	月	日
確 認 欄	所 長 (重要事項のみ)	次 長 (重要事項のみ)	監 督 員 (担 当 課 長)	監 督 員	監 督 員				
監督者氏名									
監督日時	令和	年	月	日	午前・午後				
監督場所									
現場代理人氏名	在 不在			主任技術者氏名	在 不在				
その他立会者									
内 容									

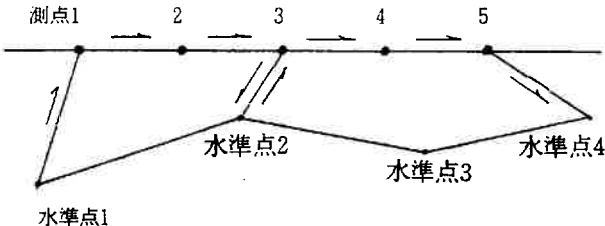
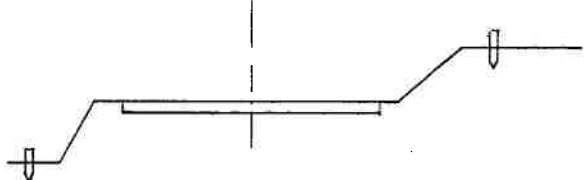
※ 報告書の内容によっては、「指示・承認・協議書」の様式に替えることが出来る。

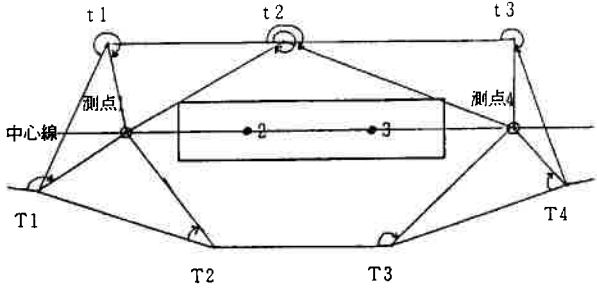
工事施工チェックマニュアル

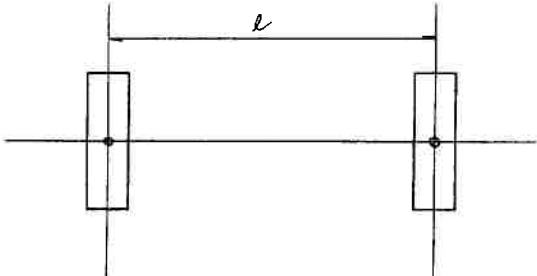
確 認 事 項	確 認 方 法
工事測量 1) 中心線、構造物、用地境界杭の位置	1. トラバース点T1、T2、T3の座標を基準点測量成果表から確認する。 2. T2から設計値の角度δ_1、距離L_1を実測して位置を定め、既設の点との誤差を求める。 3. T3から設計値の角度δ_2、距離L_2を実測して位置を定め、既設の点との誤差を求める。 4. 2、3の誤差の許容量は50mm以下であること。 5. 構造物、主要な測点の座標は2つの基準点から確認すること。
2) 中心線、構造物の高さ、仮ベンチマーク	1. 既知点である水準点と仮ベンチマークの間の水準測量を1往復以上行い、閉合差が$10\text{mm}\sqrt{S}$ (S; 片道観測距離km) 以内であることを確認する。 2. 重要構造物（橋梁、ダム、トンネル、堰等）の場合は2つの既知の水準点から仮ベンチマークの高さを確認する。 3. 仮ベンチマーク及び控え杭は、工事や交通によって移動することがないか、保全状況を確認する。 4. 構造物の主要な部分の高さは2つの既知の水準点（仮ベンチマークをふくむ）から確認。許容誤差は$\pm 30\text{mm}$以内。 5. 他事業と関連する場合は相互に水準点の高さを確認する。

工種別事項

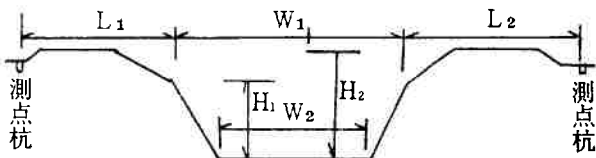
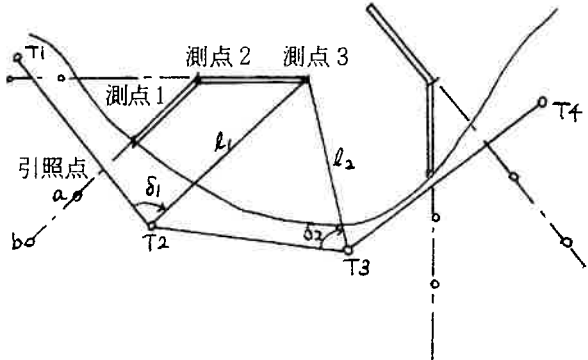
工 事	確認事項	確認箇所	確 認 方 法												
道路改良工 事	中心線の位置	I. P、B. C、E. C及び他の測点	1. 工事に使用する基準点の座標を「基準点測量成果表」で確認。 2. 位置の確認は「共通事項」参照。 3. 直線部1測点以上（100mに1測点）の座標を実測により確認。 4. 工区前後の I Pの座標を実測より確認。 5. 単曲線区間の測点の確認は偏倚角法でも可。 （例）偏倚角法による確認。弦長による角度の許容誤差は下表参考。 （許容誤差 50mm）  <table><thead><tr><th>弦長 (m)</th><th>角度の許容誤差</th></tr></thead><tbody><tr><td>20</td><td>8′ 36″</td></tr><tr><td>40</td><td>4′ 18″</td></tr><tr><td>60</td><td>2′ 52″</td></tr><tr><td>80</td><td>2′ 09″</td></tr><tr><td>100</td><td>1′ 43″</td></tr></tbody></table>	弦長 (m)	角度の許容誤差	20	8′ 36″	40	4′ 18″	60	2′ 52″	80	2′ 09″	100	1′ 43″
弦長 (m)	角度の許容誤差														
20	8′ 36″														
40	4′ 18″														
60	2′ 52″														
80	2′ 09″														
100	1′ 43″														

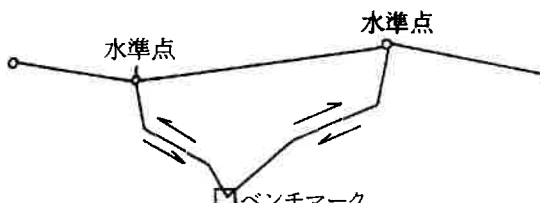
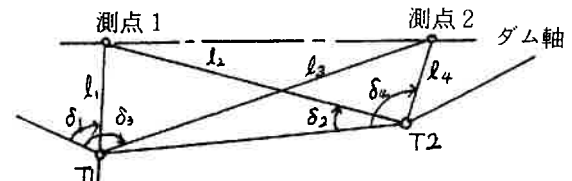
工 事	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
道路改良工 事	縦 断 (測点の高さ)	既知の水準点、 仮ベンチマーク、 中心線の測点	1. 工事に使用する既知の水準点の高さを「水準測量成果表」で確認。(工事区間の前後が既設の場合は任意の水準点で可) 2. 仮ベンチマークの高さを既知の水準点から実測により確認(「共通事項」参照) 3. 既知の水準点から出発して各測点の高さを実測し、随時他の既知の水準点に併合させ、その閉合差が$10mm\sqrt{S}$ 以内であることを確認。 
	横 断	幅員、横断勾配	1. 道路中心線から両端までの幅を実測する。 2. 両端の高さを実測する。 
	構造物の位置・ 高さ、用地境界杭の位置		「共通事項」参照

工 事	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
橋 梁 工 事	橋梁前後の測点の位置、高さ	橋梁前後の2測点	1. 位置、高さの確認方法は「共通事項」参照 2. 橋長が長い（概ね100m以上）場合は2系統トラバース、2系統水準網を組む。 3. 2系統のトラバース、2系統水準網からそれぞれ測点1、測点4の位置、高さを確認。 4. 道路中心線と構造物中心線を確認。 （例）2系統による位置、高さのチェック 
	下部工フーチングの位置、高さ	フーチングの四隅	1. 位置、高さの確認は「共通事項」参照。 2. 位置ずれの許容誤差は50mm以内。高さの許容誤差は20mm以内。 （注）2点（T2，T3）から最小限、対角線上の2点の位置、高さをチェック

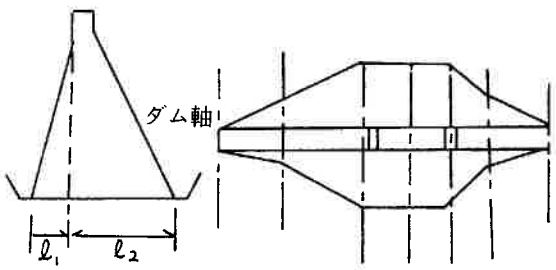
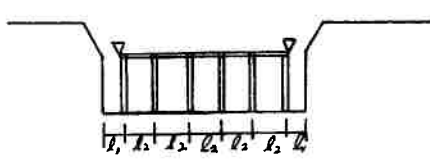
工 事	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
橋 梁 工 事	下部工中心点間の距離	下部工中心点	1. 下部工中心点間の距離を実測。許容誤差は±30mm以内。 
	基礎杭	設置位置	1. フーチングの隣り合う2辺から杭中心までの距離を実測。許容誤差は±100mm以内。
	下部工配筋		1. 引張側、圧縮側の鉄筋の径、間隔を実測又は写真により確認。 2. 支承の固定側、可動側を確認。
トンネル工 事	トンネル前後の2測点の位置、高さ	トンネル前後の2測点	1. 「橋梁工事」参照。但し延長の規定は除く。
	中心線		1. 「道路改良工事」参照
	縦 断		1. 「道路改良工事」参照

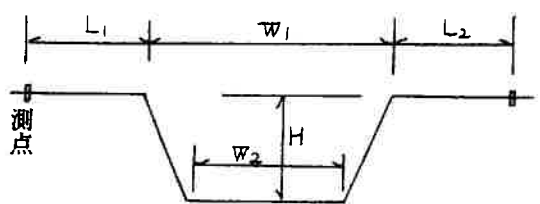
工 事 種 別	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
河川改良 工 事	中心線	測 点	1. 近傍の基準点の座標を基準点測量成果表でチェックする。 2. 近傍の2つの基準点から測点の測角、測距を行ない、座標値を算出して、設計値と照合する。 3. 座標の実測値と設計値の閉合差の許容誤差は50mm以内であること。 4. 直線部は1測点以上（100mに1測点）の座標を実測する。 5. 起終点は必ず実測による座標と設計値とを照合する。 (例) • T2からδ_1、l_1をT3からδ_2、l_2を実測して計算により測点2の座標値を求める。
	縦 断	水準点及び全測点	1. 近傍の水準点の高さを水準測量成果表から確認する。 (工事区間の上下流が既設の場合は水準点は任意水準点でもよい) 2. 各測点の高さを順次実測し、随時近傍の水準点に閉合させその誤差が$10mm\sqrt{S}$ 以下であるかというかをチェックする。 但しSは片道観測距離 (km)

工 事 種 別	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
河川改良 工 事	横 断	全測点	1. 丁張を設置した段階で幅員、高さを実測する。  (例) W_1, W_2, H_1, H_2, L_1, L_2 を実測する。
	構造物の位置・高さ、用地境界杭の位置・高さ		1. 「共通事項参照」
港湾、海岸、漁港工事	防波堤 岸壁 泊地 航路	位置、法線	1. 近傍の基準点の座標を基準点測量成果表で確認する。 2. 近傍の2つの基準点から測点の測角、測距を行ない、座標値を算出して設計値と照合する。 3. 座標の実測値と設計値の閉合差の許容誤差は50mm以内であること。 4. 引照点利用する場合は引照点の座標を確認して測点までの距離を実測する。設計値との許容誤差は50mm以内であること。 (例)  - 測点T2からδ_1、l_1を、T3からδ_2、l_2を実測して計算により測点3の座標値を求める。 - 引照点aからab方向の測点1、測点2の距離を実測して計算値と照合する。

工 事 種 別	確認事項	確認箇所	確認方法
港湾、海岸、漁港工事	ベンチマークの陸測、海測の高さ、工事用基準面の陸測の高さ		1. 当該漁港の工事用基準面、ベンチマークの海測、陸測の高さを確認する。 2. 近傍の2つの水準点からベンチマークの高さを実測する。この場合のそれぞれの許容誤差は $10\text{mm}\sqrt{S}$ 以内であるとともに2つの測量結果の誤差が30mm以内であること。 (S : 片道観測距離km) 
砂防工事 (治水ダムを含む)	不透過型ダムのダム軸の位置	ダム軸	1. 近傍の基準点の座標を基準点測量成果表で確認する。 2. 近傍の2つの基準点からダム軸上の2つの測点（左右岸に各1点）の測角、測距を行ない、座標値を算出して設計値と照合する。 3. 座標の実測値と設計値との閉合誤差の許容誤差は50mm以内であること。 (例)  ・ T1からδ_1、l_1を、T2からδ_2、l_2を実測して計算により測点1の座標を求める。 ・ T1からδ_3、l_3を、T2からδ_4、l_4を実測して計算により測点2の座標を求める。

工 事	種 別	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
砂防工事 (治水ダムを含む)	不透過型 ダム	用地境界杭		1. 近傍の2つの基準点から同様の方法で座標を算出する。
		仮ベンチマーク	水準点及び仮ベンチマーク	1. 近傍の水準点の高さを水準点の高さを水準測量成果表から確認する。 2. 当該水準点から仮ベンチマークまでの水準測量を行ない、仮ベンチマークの高さを確認する。 3. 許容誤差が $10mm\sqrt{S}$ 以内であること。 S : 片道観測距離km
		ダム軸が下流側流心方向と直角	水通し中心測線、	1. 水通し中心測線の上流端から下流側を観測し、下流側流心方向と一致していることを確認
		床掘完了時の地盤高	掘削面の变化点	2. 各測点の地盤高を確認

工 事	種 別	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
砂防工事 (治山ダムを含む)	不透過型 ダム	基礎面の 堤体幅	掘削面の 変化点の 全測点	 ・ダム軸から上流端、下流端までの距離を全測点で実測
		基礎面の 地盤状況	掘削完了 時の基礎 面の全区 域	・局所的な凹凸が無いかを観察 ・ハンマーによる打撃
	透 過 型 ダム	コンクリート部は不透過型と同じ		 ・コンクリート打設時に箱抜き位置を実測 ・ミルシートと鋼材番号の確認 ・スリット部材長を実測
		スリット 間 隔		
		鋼 材		
		天 端 高	スリット 天端	・両端部を実測（据付時）

工 事	種 別	確 認 事 項	確 認 箇 所	確 認 方 法
砂防工事 (治山ダムを含む)	流 路 工	法 線 流路幅及び高さ 床固工等の構造物	起・終点及び中間点 起・終点及び中間点 設置位置	・丁張を設置した段階で測点杭から法線の位置を実測 ・法線の通りを目視で確認。 ・丁張を設置した段階で河床幅、護岸工天端間の幅及び河床から護岸天端までの高さを実測 ・丁張を設置した段階で測点杭から位置を実測  (例) L_1, L_2, W_1, W_2, H を実測する。
地すべり防止工事	水抜ボーリング工 抑止杭工	位 置 水 平 角 度 横 方 向 角 度 ボーリング長 ボーリング径 位 置 杭の間隔 杭長・杭径 材 質 傾 斜 角		・実施平面図及び横断図で現地確認 ・水平角度はスラントルールで実測$\pm 2.5^\circ$以内 ・鉄線を挿入して実測 ・実測し図面と照合 ・近傍の2つの基準点から端部及び変化点の測点を実測する。閉合誤差の許容値は50mm以内である。 ・丁張を設置した段階で実測 ・実 測 ・ミルシートと現物で確認 ・実測$\pm 2.5^\circ$以内

工 事	種 別	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
地すべり 防止工事	グラウンド アンカー 工	ボーリング グ長、水 平角度・ 横方向角 度		鉄線を挿入して実測 ・水平角度はスラントルールで実測 $\pm 2.5^{\circ}$ 以内
	集水井工	ボーリング径 定着角度 引張り試験 位 置 直径、深さ	丁 張	実 測 実 測 近傍の2つの基準点から集水井の中心の測点を実測 する。閉合誤差の許容値は50mm以内。 実 測

指示・承諾・協議一覽表

指 示 ・ 承 諾 ・ 協 議 一 覧 表 の 適 用 に あ た っ て の 留 意 事 項

基本的に各事業の工事編を優先適用とするが、記載のないものについては、各工事編を適用するものとする。

- ・ 土木建築部発注の工事については、第4編～第10編を優先とする。
- ・ 農林水産部発注の工事については、第11編～第13編を優先とする。

第1編 共通編

確 認 事 項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内 容					
第1章 総則						
総則	設計図書の照査等	2.設計図書の照査	受理 確認	施工前 施工中	1-1-3	施工前および施工中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、監督員に書面により提出。該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
		3.契約図書等の使用制限	指示			ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、約款第19条によるものとし、監督員からの指示による。
			承諾	—		契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。
	施工計画書	1.一般事項	受理	施工前	1-1-4	工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出
			承諾	施工前		維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略
		2.変更施工計画書	受理	その都度		施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出
	工事用地等の使用	4. 用地の返還	指示	施工後	1-1-7	工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還
	施工体制台帳	1.一般事項	受理	施工前	1-1-10	下請負契約を行った場合、設業法施行規則第14条の2に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出
			受理	施工中		施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出
		2.施工体系図	受理	施工前		各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出
			受理	施工中		施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出
		3.腕章の着用	協議	施工前		腕章の仕様については、記載例によるものとする。なお、これにより難しい場合は監督員と協議
	調査・試験の協力	1.一般事項	指示	施工前	1-1-12	発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督員の指示
		5.独自の調査・試験を行う場合の処置	承諾	施工前		工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。調査・試験等の成果を公表する場合、事前に説明し、承諾を得なければならない。
	工事の一時中止	2.発注者の中止権	指示	施工中	1-1-13	契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。
		3.基本計画書の作成	協議	施工中		施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて提出し、協議
	工期変更	2.設計図書の変更等	協議	施工中	1-1-15	必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議
		3.工事の一時中止	協議	施工中		必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議
		4.工期の延長	協議	施工中		必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議
		5.工期の短縮	協議	施工中		可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、工期変更に関して監督員と協議
	支給材料および貸与品	3.支給品精算書、支給材料精算書	受理	施工後	1-1-16	工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、支給品精算書又は支給材料精算書を監督員に提出
		4.引渡場所	指示	施工前		「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示
		5.返還	指示	施工前		不用となった支給材料または貸与品を返還する場合、監督員の指示
		6.修理等	承諾	施工前		支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾
	工事現場発生品	1.一般事項	指示 受理	施工中	1-1-17	設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員に提出
		2.設計図書以外の現場発生品の処置	指示 受理	施工中		設計図書に定められた以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員に提出
	建設副産物	1.一般事項	協議 承諾	施工中	1-1-18	掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾
		2.マニフェスト	把握	施工中 施工後		産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示(A・B2・D・E票原本確認)
		4.再生資源利用計画	受理	施工前		コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、「大分県建設リサイクルガイドライン」に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出

第1編 共通編

確 認 事 項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内 容					
総則	建設副産物	5.再生資源利用促進計画	受理	施工前	1-1-18	建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、「大分県建設リサイクルガイドライン」に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出
		6.実施書の提出	受理	施工後		再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出
	工事完成図		受理	施工後	1-1-19	出来形測量の結果を基に、工事数量総括表及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出
			受理	施工後		出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し監督員に提出
			承諾	施工後		各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略
	工事完成検査	1.工事完成通知の提出	受理	施工後	1-1-20	工事完成通知を監督員に提出
5.修補の指示		指示	施工前	修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示		
総則	出来形確認等	2.部分払いの請求	受理	施工後	1-1-21	部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出
		7.中間前払金の請求	受理	施工後		中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に中間前金払認定請求書に工事履行報告書及び工程表を添付し、監督員に提出
	施工管理	2.施工管理頻度、密度の変更	指示	施工前	1-1-23	監督員は、仕様書に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示
		3.標示板の設置	承諾	施工前		標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする
			協議	施工前		工事を実施するにあたり、防護施設の設置、迂回路の標示等が必要な場合は、監督員と協議
		5.周辺への影響防止	協議	施工中		施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議
		7.発見・拾得物の処置	指示	施工中		工事中に物件を発見または拾得した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示
		8.記録及び関係書類	受理把握	施工後		「土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、また、写真管理基準により写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示
			協議	施工前		「土木工事施工管理基準及び規格値」に定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。
	履行報告		受理	施工中 施工後	1-1-24	工事履行報告書を監督員に提出
		4.使用する建設機械	承諾	施工中		土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾
	工事中の安全確保	6.架空線等事故防止対策	受理	施工前	1-1-26	架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず監督員へ報告
		13.安全教育・訓練等の記録	把握	施工中 施工後		安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示
		18.災害発生時の応急処置	受理	施工中		災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡
		19.地下埋設物等の調査	受理	施工前		工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告
		20.不明の地下埋設物等の処置	受理	施工中		施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない
		21.地下埋設物件等損害時の措置	受理	施工中		地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない
	後片付け		指示	施工中	1-1-28	工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする
	事故報告書		受理	施工中	1-1-29	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式(工事事故報告書)で指示する期日までに、提出
	環境対策	2.苦情対応	受理	施工中	1-1-30	環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡
			受理	施工中		第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告
		3.注意義務	受理	施工中		工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出

第1編 共通編

確 認 事 項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内 容						
総則	環境対策	6.排出ガス対策型建設機械	協議	施工前	1-1-30	排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械により難い場合は、監督員と協議	
			受理	施工前		排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督員に提出	
		8.低騒音型・低振動型建設機械	協議	施工前		施工時期・現場条件等により、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を一部調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議	
	環境対策	9.特定調達品目	協議 受理 指示	施工前	1-1-30	特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。	
	文化財の保護	1.一般事項	協議	施工中	1-1-31	工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議	
	交通安全管理	10.水中落下支障物の処置	受理	施工中	1-1-32	船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡	
		11.作業船舶機械故障時の処理	受理	施工中		作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡	
	施設管理		協議	施工中	1-1-33	工事現場における公物、または部分使用施設(約款第33条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議	
	総則	諸法令の遵守	3.不適當な契約図書の処置	協議	施工前 施工中	1-1-34	当該工事の計画、契約図面、仕様書および契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適當であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員と協議
		官公庁等への手続き	3.諸手続きの提示、提出	把握 受理	施工前	1-1-35	諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出
4.許可承諾条件の遵守			協議	施工前	手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議		
7.交渉時の注意			受理	施工中	国、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡		
8.交渉内容明確化			受理 指示	施工中	交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示		
施工時期及び施工時間変更		1.施工時間の変更	協議	施工前	1-1-36	設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議	
		2.休日または夜間の作業連絡	受理 受理	施工前 施工前		設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡 現道上の工事については書面により提出	
工事測量		1.一般事項	指示	施工前	1-1-37	測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示	
			指示	施工前		測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示	
			受理	施工前		測量結果を監督員に提出	
		2.引照点等の設置	受理	施工中		工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡	
		3.工事用測量標の取扱い	承諾	施工中		用地幅杭、測量標(仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。	
協議			施工中	用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議			
不可抗力による損害		1.工事災害の報告	受理	施工中	1-1-38	災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、直ちに監督員に報告	
特許権等		1.一般事項	協議	施工前	1-1-39	特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議	
		2.保全措置	協議	施工中		業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議	
保険の付保及び事故の補償		5.掛金収納書の提出	受理 把握	施工中 施工後	1-1-40	建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後7日以内に建退共証紙購入申告書と併せて、発注者に提出	
臨機の措置			受理	施工中	1-1-41	工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示 災害防止等のために必要があると認め、臨機の措置を取った場合は、その内容を直ちに通知	
再生資材等の利用			協議	施工前	1-1-45	再生資材等を利用する場合	
暴力団関係者による不当介入の排除対策		受理	施工前	1-1-47	暴力団関係者等からの不当介入を受けた場合は、拒否するとともに報告、かつ、警察に届け出		
交通誘導員の資格要件		受理	着手前	1-1-50	大分県公安委員会が、道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務として定めた路線区間において交通誘導警備業務に従事する場合、一級、二級検定合格警備員資格証等の資料の提出		

第1編 共通編

確 認 事 項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内 容						
第2章 土工							
適用すべき諸基準			承諾 協議	着工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議	
河川、海岸、 砂防土工	一般事項	2.地山の土及び 岩の分類	確認	施工前 施工中	2-3-1	設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない	
			指示 把握	施工前 施工中		設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員の指示を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示	
		5.発生土受入れ 地等	指示	着手前		建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示	
			協議	着手前		施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議	
		7.建設発生土受 入れ地の実測	受理	着手前		建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出	
			承諾	着手前		実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾	
	9.伐開発生物の 処理方法	協議	着手前	伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議			
		1.一般事項	承諾	着手前	2-3-2	水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督員の承諾(水中掘削も同様)	
	3.異常時の処理		協議 受理	施工中		掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知	
	盛土工	8.異常時の処理	協議 受理	施工中	2-3-3	盛土工の施工中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督員に通知	
		9.採取場の実測	受理 承諾	着手前		土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾	
		10.採取場の維持 及び修復	協議	施工中		土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議	
	河川、海岸、 砂防土工	盛土工	15.一段階の盛土 高さ	承諾	施工中	2-3-3	軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない
			16.異常時の処理	承諾 受理	施工中		軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知
盛土補強工		2.盛土材の確認	承諾	施工中	2-3-4	盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾	
		3.基盤面の排水 処理	協議	施工中		第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理を行なわなければならない	
		5.盛土横断方向 の面状補強材	協議	施工中		面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は設計図書に関して監督員と協議	
		7.敷設困難な場 合の処理	協議	施工中		現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議	
		9.壁面工の段数	承諾	施工中		盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾	
		10.壁面工付近 等の締固め	承諾	施工中		設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から1.0～1.5m程度の範囲では、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議	
		12.壁面変位の観 測	協議	施工中		壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、直ちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議	
法面整形工		1.一般事項	協議	施工中	2-3-5	浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議	
		5.崩壊のおそれ ある箇所等の処 理	協議	施工中		砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督員と協議	
道路土工	一般事項	4.地山の土及び 岩の分類	確認 把握	着手前 施工中	2-4-1	設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示	

第1編 共通編

確 認 事 項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内 容					
道路土工	一般事項	6.湧水処理	協議 受理	施工中	2-4-1	工事箇所において工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知
		9.建設発生土受入れ地等	指示	着手前		建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示
			協議	着手前		施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議
		11.建設発生土の受入れ地の実測	受理	着手前		建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出
			承諾	着手前		実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾
		14.伐開発生物の処理方法	協議	着手前		伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議
	19.一段階の盛土高さ	承諾	施工中	軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない		
	20.異常時の処理	協議 受理	施工中	軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知		
	掘削工	1.一般事項	協議 受理	施工中	2-4-2	施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知
		3.自然崩壊等異常時の処理	協議 承諾	施工中		掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知
		4.路床面の支持力	協議	施工中		路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等に疑義がある場合には、監督員と協議
		6.硬岩掘削時の注意	承諾	施工中		万一誤って仕上面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。
	路体盛土工	1.一般事項	協議	施工中	2-4-3	施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督員と協議
		11.異常時の処理	協議 受理	施工中		路体盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知
12.採取場の実測		受理 承諾	施工前	土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾		
13.採取場の維持及び修復		協議	施工中	土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議		
道路土工	路床盛土工	1.一般事項	協議	施工中	2-4-4	路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について監督員と協議
		9.異常時の処理	協議 受理	施工中		路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知
		14.土の採取	受理 承諾	施工中		土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾
		15.採取場の維持及び修復	協議	施工中		土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議
	法面整形工	1.一般事項	協議	施工中	2-4-5	浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議
	第3章 無筋、鉄筋コンクリート					
適 用	3.適用規定(2)	承諾	着工前	第1節	コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)〔2017年制定〕」(土木学会、2018年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾	
適用すべき諸基準	1.適用規定	承諾 協議	着工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議	
	3.塩分の浸透防止	協議	施工前		アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議	

第1編 共通編

確 認 事 項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内 容					
レディーミ ストコンクリ ート	工場の選定	1.一般事項	把握 受理	着工前	3-3-2	本条1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミストコンクリートを用いる場合は、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出
			確認	着工前		JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認
			確認	着工前		JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であってもJIS A 5308(レディーミストコンクリート)以外のレディーミストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜ、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認
コンクリートミ キサー船	コンクリートミキ サー船の選定		承諾	着工前	3-4-2	施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督員の承諾
現場練りコン クリート	配合	2.配合試験	確認	着工前	3-5-3	施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、示方配合表を作成し監督員の確認
		5.材料変更等	協議	着工前		使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、示方配合表を作成し、事前に監督員に協議
	材料の計量及び 練混ぜ	1.計量装置	把握	着工前	3-5-4	材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示
		2.材料の計量	承諾	着工前		骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111(細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)または監督員の承諾を得た方法
			協議	着工前		定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に協議
		3.練混ぜ	協議	着工前		機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議
運搬・打設	運搬	3.トラックアジ データ	協議	施工前	3-6-3	運搬車の使用にあたって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさず、容易に完全に排出できるトラックアジータを使用しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議
	打設	1.一般事項	協議	施工前	3-6-4	コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議
		5.コンクリートポン プ使用時の注意	承諾	施工前		コンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾
		8.シュート使用時の 注意	承諾	施工前		打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。なお、これにより難い場合は、事前に監督員の承諾
	打継目	1.一般事項	協議	施工前	3-6-7	打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議
		9.ひび割れ誘発 日地	協議	施工前		温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発日地を設けようとする場合は監督員と協議
	養生	2.湿潤状態の保 持	協議	施工前	3-6-9	中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議
		4.蒸気養生等	協議	着工前		膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督員と協議
	鉄筋工	一般事項	2.照査	協議	着工前	3-7-1
加工		2.鉄筋加工時の 温度	把握	施工前	3-7-3	鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験および確認資料を整備および保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示
		3.鉄筋の曲げ半 径	承諾	施工前	3-7-3	施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定]第13章鉄筋に関する構造細目」(土木学会、2018年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾
組立		3.鉄筋かぶりの 確保	協議	施工前	3-7-4	型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督員と協議

第1編 共通編

確 認 事 項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内 容					
鉄筋工	継手	1.一般事項	承諾	施工前	3-7-5	設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾
		4.継手構造の選定	把握	施工前		鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径および施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備および保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示
		8.機械式鉄筋継手	承諾 協議	施工前		施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しについて監督員の承諾 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議
	ガス圧接	1.圧接工の資格	承諾 把握	施工前	3-7-6	ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示
		2.施工できない場合の処理	協議	施工前		鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議
寒中コンクリート	施工	1.一般事項	協議	着工前	3-10-2	AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督員と協議
水中コンクリート	施工	7.水中コンクリートの打設方法	協議	施工前	3-12-2	ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議
		11.底開き箱及び底開き袋による打設	承諾	施工前		底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾
	海水の作用を受けるコンクリート	2.水平打継目の設置位置	承諾	着工前	3-12-3	設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾
水中不分離性コンクリート	コンクリートの製造	4.練混ぜ	協議	着工前	3-13-3	コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に仕様書に示した項目を検討し監督員と協議
	打設	3.打設	協議	着工前	3-13-4	やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを越える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議
プレパックドコンクリート	施工	1.型枠	承諾	着工前	3-14-3	事前に型枠の取外し時期について、監督員の承諾
		4.注入管の配置	承諾	施工前		鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督員の承諾
		6.注入	承諾	施工前		規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書又は施工計画にないところに打継目を設ける場合には、事前に打継目処置方法に関して監督員の承諾

第2編 材 料 編

確 認 事 項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指 示 ・ 承 諾 等 を 要 す る 事 項	
細別	内 容					
第1章 一般事項						
工事材料の 品質	1.一般事項	把握 受理	施工前	第2節	工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出	
	3.試験を行う工事材料	受理	施工前		設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を監督員に提出 なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。	
	4.見本・品質証明資料	確認	施工前		設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	
	5.材料の保管	指示 確認	施工前		材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。	
	6.海外の建設資材の品質証明	受理	施工前		海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出	
第2章 土木工事材料						
セメントコンクリート製品	一般事項	2.塩化物含有量	承諾	施工前	2－7－1	練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg／m3以下とするものとする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾
		3.アルカリ骨材反応抑制対策	受理			施工前
道路標識及び区画線	道路標識	(4)反射シート	確認	施工前	2－12－1	設計図書(仕様書を含む)に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、受注者は監督員の確認

第3編 土木工事共通編

確 認 事 項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内 容						
第1章 総則							
総則	監督員による段階確認及び立合等	1.立会願の提出	受理	施工前	1-1-3	設計図書に従って監督員の立合が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督員に提出	
		6.段階確認	受理	施工前		事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督員に提出	
			受理	施工後		監督員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督員へ提出	
	数量の算出	7.段階確認の臨場	把握確認	施工後	1-1-4	設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認	
		2.出来形数量の提出	受理	施工後		出来形測量の結果を基に、工事数量総括表及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提出	
	提出書類	1.一般事項	受理指示	施工前	1-1-5	提出書類を工事請負契約関係の様式等に基づき、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない	
創意工夫		受理	施工後	1-1-6	自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として特に評価できる項目について、工事完成時まで所定の様式により、監督員に提出		
第2章 一般施工							
適用すべき諸基準			承諾協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 また 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議	
共通の工種	作業土工 (床堀、埋戻し)	1.埋設物	協議	施工中	2-3-3	埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議	
		3.異常時の処理	協議	施工中		床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督員と協議	
		7.過掘りの処理	協議	施工中		施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議	
		8.埋戻し材料	指示	施工中		監督員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質	
		11.狭隘箇所等の埋戻し	協議	施工中		構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議	
	矢板工	2.鋼矢板の継手部	協議	施工中	2-3-4	鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員と協議	
		5.異常時の処理	協議	施工中		設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議	
		8.矢板引抜き跡の埋戻し	協議	施工中		空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議	
	防止柵工	1.一般事項	協議	着工前	2-3-7	防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議	
	路側防護柵工	3.支柱位置支障等の処置	協議	着工前	2-3-8	支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督員と協議	
	区画線工	2.区画線施工前の打合せ	指示	施工前	2-3-9	溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせ	
	道路付属物工	4.支柱のコンクリート構造物の設置方法	協議	着工前	2-3-10	視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議	
		5.距離標の設置	協議	着工前		障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督員と協議	
		6.道路紙の設置	協議	着工前		設置位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議	
	ホストテンション 桁製作工	3.PC緊張の施工		受理	着工前	2-3-13	プレストレスの導入に先立ち、仕様書の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出
				受理	施工中		緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに原因を調査
				把握	施工後		プレストレスの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)17.11 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示
				協議	施工前		プレストレス終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議
		4.グラウト施工		承諾	施工前		グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議
				承諾	施工前		暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾
	プレキャストセグメント主桁組立工	2.ブロック組立て施工	承諾	施工前	2-3-14	接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)【2018年制定】」(土木学会、2018年10月)におけるJSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾	
捨石工	2.施工方法の変更	協議	施工前	2-3-19	設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議		
階段工	1.一般事項	協議	施工前	2-3-22	階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議		

第3編 土木工事共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内 容				
共通の工種	現場継手工	1.一般事項	協議	施工前	2-3-23 接触面に規定以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督員と協議 締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備および保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示
		7.締付け確認	把握	施工中	
	伸縮装置工	1.一般事項	把握	施工前	2-3-24 伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定すること。また、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示
		2.橋歴版	指示	施工前	
	銘板工	1.一般事項	確認	施工前	2-3-25 項目、内容の詳細は監督員と確認。材質はJIS H2202(鋳物用銅合金地金)を使用 取付け位置については、監督員の指示
		2.橋歴版	指示	施工前	
	プレキャストカルパート工	1.一般事項	協議	施工前	2-3-28 現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議 縦締め施工については、「道路土工—カルパート工指針7-2(2)2)敷設工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾
		3.縦締め施工	承諾	施工前	
	側溝工	10.異常時の処理	協議	施工前	2-3-29 布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督員と協議 布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議
		12.コルゲートパイプの布設条件	協議	施工前	
	現場塗装工	9.塗装の禁止条件	協議	施工前	2-3-31 仕様書の規定以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議 ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合または、監督員の指示 防錆剤の使用については、設計図書に関して監督員の承諾 現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出 塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示
		13.下塗り	指示	施工前	
			承諾	施工前	
		16.検査	把握 受理	施工後	
	かごマット工	2.要求性能	確認	施工前	2-3-32 要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認 納入された製品について監督員が指定する表示標(底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの)を監督員に提出しなければならない。また、監督員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出 仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は監督員の承諾
		3.標示標の提出	受理	施工前	
		4.網の結束	承諾	施工前	
	袋詰玉石工	3.根固め用袋材の要求性能確認	受理 確認	施工前	2-3-33 基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認
基礎工	既製杭工	3.試験杭の施工	協議	施工前	2-4-4 試験杭の施工に際して、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議 施工にあたり施工記録を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出 既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督員と協議 既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾 杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出 既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾 鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない 降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には、2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいた場合等には、設計図書に関して監督員の承諾 鋼管杭の上杭の建込み及び溶接完了後、溶接箇所欠陥の有無の確認等の該当記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出
		4.施工計画書、施工記録	把握 受理	施工前 施工中 施工後	
		10.打込み不能の場合の処理	協議	施工中	
		12.残杭の再使用時の注意	承諾	施工中	
		14.杭支持層の確認・記録	把握 受理	施工後	
		15.既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理	承諾	施工中	
		21.鋼管杭、H鋼杭の現場継手	把握	施工中	
			承諾	施工中	
			把握 受理	施工後	

第3編 土木工事共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内 容				
基礎工	場所打杭工	2.施工計画書、 施工記録	把握 受理	施工前 施工後	杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出
		5.周辺への影響 防止	協議	施工中	場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督員と協議
		8.支持地盤の確 認	把握 受理	施工後	場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出
		11.鉄筋かごの組 立	協議	施工前	場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督員と協議
	場所打杭工	12.コンクリート打 設	承諾	施工前	コンクリート打込みにあたっては、トレー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾
		15.杭径確認	受理 協議	施工後	全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議
		21.地下水への 影響防止	協議	着手前	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督員と協議
	深礎工	3.土留工	協議	施工前	掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議
		4.支持地盤の確 認	把握 受理	施工後	孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出
		7.鉄筋の継手	承諾	施工前	軸方向鉄筋の継手は、機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難い場合は、監督員の承諾
		8.裏込注入	承諾	施工前	裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督員の承諾
		9.裏込材注入圧 力	承諾	施工前	裏込材注入圧力は、低圧(0.1N/mm ² 程度)とするが、これにより難い場合は、施工に先立って監督員の承諾
		10.湧水処理	協議	施工中	掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督員と協議
	オープンケーソン基礎工	12.施工計画書、 施工記録	把握 受理	施工前 施工後	グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出
		4.施工記録の整 備、保管	把握 受理	施工後	オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出
		5.火薬類の使用	協議	施工前	オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要がある場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議
		7.過掘りの禁止	協議	施工中	オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督員と協議
	ニューマチックケーソン基礎工	9.支持地盤の確 認	把握 受理	施工後	オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出
		3.施工記録の整 備、保管	把握 受理	施工後	施工にあたり、施工記録を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出
		4.マンロック及び マテリアルロック	協議	施工前	1本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、2本のシャフトを設置することが可能と判断されるときには、その設置方法について、設計図書に関して監督員と協議
		5.ニューマチック ケーソン沈下促 進	協議	施工前	やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に設計図書に関して監督員の承諾
鋼管矢板基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	7.底面地盤の支 持力と地盤反力 係数	把握 受理	施工後	設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出
		2.施工計画書、 施工記録	把握 受理	施工前 施工後	施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出
		7.打込み不能時 の処理	協議	施工中	鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、設計図書に関して監督員と協議
		10.残杭の再使 用の場合の処理	承諾	施工中	鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾
	鋼管矢板基礎工	11.鋼管矢板の 溶接	承諾 把握 受理	施工中 施工後	降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾 鋼管矢板の上杭の建込み及び溶接完了後、溶接箇所の欠陥の有無の確認等の当該記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出

第3編 土木工事共通編

確 認 事 項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内 容					
石・ブロック 積(張)工	一般事項	4.水抜き孔	協議	施工時	2-5-1	水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
	コンクリートブロッ ク工	6.裏込めコンク リート	協議	施工時	2-5-3	コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
		7.伸縮目地、水 抜き孔の施工	協議	施工時		伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
		8.合端の施工	承諾	施工時		合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督員の承諾
	石積(張)工	3.裏込めコンク リート	協議	施工時	2-5-5	コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
一般舗装工	一般事項	5.異常時の処理	協議	施工時	2-6-1	路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
	材料	3.配合設計	承諾	着手前	2-6-2	配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督員の承諾
		5.現場配合	承諾	使用前		配合設計で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て現場配合を決定
		6.橋面防水層の 品質規格試験方 法	承諾	使用前		橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査」(日本道路協会、平成19年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
		2.事前審査認定 書	受理	使用前		アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる
	アスファルト舗装 材料	3.試験結果の提 出	承諾	使用前	2-6-3	仕様書に示された材料の試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略することができる。
		4.試験成績書の 提出	承諾	使用前		使用する材料の試験成績書を工事に使用する前に監督員に提出
		5.品質証明資料 の提出	承諾	使用前		使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督員に提出
		6.小規模工事の 試験成績書	承諾	使用前		小規模工事(施工面積1,000m2未満)においては以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができる。 (1)粒状路盤材及び粒度調整路盤材 (2)セメント安定処理、石灰安定処理に使用する骨材
		7.小規模工事の 骨材試験	承諾	使用前		小規模工事(施工面積1,000m2未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。 (1)加熱アスファルト安定処理に使用する骨材 (2)基層及び表層に使用する骨材
		14.適用規定(再 生アスファルト(1))	承諾	使用前		プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督員の承諾
		舗装準備工	2.異常時の処理	協議		施工前
	橋面防水工	4.橋面防水工の 施工	承諾	施工前	2-6-6	施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾
		5.排水箇所の処 理	協議	施工前		施工において、床版面に排水箇所を発見したときは、速やかに監督員に連絡し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督員と協議
	アスファルト舗装 工	1.下層路盤の規 定	協議	施工前	2-6-7	路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工前		施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾
			承諾	施工前		実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満たすことが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略
			承諾	施工前		「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾
			承諾	施工前		監督員が承諾した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。
		4.加熱アスファ ルト安定処理の規 定	承諾	施工前	路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議	
			承諾	施工前	加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾 実績または、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合は、配合設計を省略できる。 小規模工事においては、実績または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略できる。	

第3編 土木工事共通編

確 認 事 項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内 容					
一般舗装工	アスファルト舗装工	4.加熱アスファルト安定処理の規定	承諾	施工前	2-6-7	加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内
			承諾	施工前		加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない
			協議	施工前		混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議
		5.基層及び表層の規定	承諾	施工前	2-6-7	加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督員の承諾
			承諾	施工前		実績または定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合は、配合設計を省略できる。
			承諾	施工前		小規模工事においては、実績または定期試験による配合設計書の提出によって、配合設計を省略できる。
			承諾	施工前		これまでの製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績または定期試験による試験練り結果報告書を承諾した場合に限り、試験練りの省略できる
			承諾	施工前		小規模工事においては、実績または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略できる
			承諾	施工前		混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定
			承諾	施工前		加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、設計図書に示す方法によって基準密度をもとめ、監督員の承諾
			承諾	施工前		実績や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。
		6.交通開放時の舗装表面温度	指示	施工前	小規模工事においては、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。	
			協議	施工前	路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議	
		半たわみ性舗装工	4.適用規定	承諾	施工前	2-6-8
	排水性舗装工	2.適用規定(2)	承諾	施工前	2-6-9	半たわみ性舗装工の施工にあたって、設計図書に定められた規定により難しい場合は、監督員の承諾
		5.ポーラスアスファルト混合物の配合	承諾	施工前		排水性舗装工の施工にあたって、共通仕様書第3編2-6-9 2.適用規定(2)に示した各規定により難しい場合は、監督員の承諾
			協議	施工前		同一の材料でこれまでに実績がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る
	排水性舗装工	7.施工方法	受理	施工前	2-6-9	粒度範囲及び目標値について、設計図書により難しい場合は、監督員と協議
			承諾	施工前		既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告
	透水性舗装工	1.透水性舗装工の施工	承諾	施工前	2-6-10	ひび割れ等が認められる場合の雨水の浸透防止あるいはリフレクションクランク防止のための処置は、設計図書に関して監督員の承諾
		2.ポーラスアスファルト混合物の配合	承諾	施工前		透水性舗装工の施工にあたって、設計図書に定められた規定により難しい場合は、監督員の承諾
	グースアスファルト舗装工	2.異常時の処理	協議	施工前	2-6-11	同一の材料でこれまでに実績がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。
		8.グースアスファルトの示方配合	協議	施工前		基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
		9.設計アスファルト量の決定	把握	施工後		グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾
		12.敷均しの施工	承諾	施工後		配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示
	コンクリート舗装工	1.下層路盤の規定	協議	施工前	2-6-12	グースアスファルトの舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。
2.上層路盤の規定						承諾
3.セメント及び石灰安定処理の規定		承諾	施工前	各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。		
		承諾	施工前	施工に先だって、設計図書に定められている試験方法により、一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾		
		承諾	施工前	実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略		
		承諾	施工前	設計図書に定められた試験方法により、セメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾		
		承諾	施工前	監督員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない		
4.加熱アスファルト安定処理の規定		承諾	施工前	路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督員と協議		
					加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾	
					これまでの実績または、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合は、配合設計を省略できる。	

第3編 土木工事共通編

確 認 事 項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内 容						
一般舗装工	コンクリート舗装工	4.加熱アスファルト安定処理の規定	承諾	施工前	2-6-12	小規模工事においては、実績または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略できる。	
			承諾	施工前		加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製しなければならない。	
			承諾	施工前		マーシャル供試体の作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとするが、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。	
			承諾	施工前		加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない	
			承諾	施工前		加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。	
		5.アスファルト中間層の規定	承諾	施工前		混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする	
			12.コンクリート舗装のコンクリート養生の規定	承諾		施工前	路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
				承諾		施工後	コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督員の承諾
				承諾		施工前	施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督員の承諾
				承諾		施工前	これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。
		承諾		施工前		「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）に基づいて配合条件を決定し、監督員の承諾	
		13.転圧コンクリート舗装の規定	承諾	施工前		「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾	
			承諾	施工前		設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は20mmとするものとする。ただし、これにより難しいときは監督員の承諾を得て25mmとすることができる。	
			承諾	施工前		転圧コンクリートにおけるコンクリートの練りまぜ量は公称能力の2/3程度とするが、試験練りによって決定し、監督員の承諾を得なければならない。	
			承諾	施工前		転圧コンクリートを練りまぜてから転圧を開始するまでの時間は60分以内とするものとする。これにより難しい場合は監督員の承諾を得て、混和剤または遅延剤を使用して時間を延長できるが、90分を限度とするものとする	
			承諾	施工後		養生期間終了後、監督員の承諾を得て、転圧コンクリートを交通に開放しなければならない。	
		薄層カラー舗装工	2.異常時の処理	協議		施工前	2-6-13
	ブロック舗装工	4.ブロック舗装工の規定	協議	施工前	2-6-14	基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議	
	路面切削工		承諾	施工前	2-6-15	路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない	
	舗装打換え工	1.既設舗装の撤去	協議	施工中	2-6-16	施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議	
		2.舗設	指示	施工後		監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない	
	オーバーレイ工	1.施工面の整備	承諾 協議	施工前	2-6-17	施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。 施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議	
	アスファルト舗装補修工	1.わだち掘れ補修の施工	承諾	施工前	2-6-18	わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾	
		4.異常時の処置	承諾	施工前		わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して施工前に監督員と協議	
		8.路面切削の施工	承諾 協議	施工前		施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、設計図書に関して監督員と協議	
		9.パッチングの施工の時期、箇所等	指示 受理	施工前 施工後		時期、箇所等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督員に報告	
		10.パッチングの施工	協議	施工前		舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議	
	13.安全溝の設置位置	協議	施工前	安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議			

第3編 土木工事共通編

確 認 事 項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内 容					
一般舗装工	コンクリート舗装 補修工	8.アスファルト注 入材料の使用量の 確認	立会 承諾	施工前	2-6-19	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督 員の立会の上に行うものとする。 なお、使用する計測装置について、施工前に監督員の承諾を得なければ ならない。
		9.タワミ測定	受理 協議	施工後		アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、そ の結果を監督員に提出 なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとと もに、設計図書に関して監督員と協議
		11.目地の補修	協議	施工前		注入不能のひび割れは、施工前に設計図書に関して監督員と協議
地盤改良工	路床安定処理工	6.粉塵対策	協議	施工前	2-7-2	粉塵対策について、設計図書に関して監督員と協議
	パイルネット工	4.既製コンクリー ト杭の規定	把握	施工後	2-7-5	杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督員または、検 査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示
			協議	施工中		杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとと もに、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工中		杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に 関して監督員の承諾
	固結工	2.配合試験と一 軸圧縮試験	把握	着手前	2-7-9	工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試 験を実施するものとし、目標強度を確認しなければならない。また、監督 員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示
		4.地中埋設物の 処置	受理	施工中		固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止 し、監督員に連絡後、占有者全体の現地確認調査を求め管理者を明確 にし、その管理者と埋設物の処理
		6.中層混合処理	協議	着手前		改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。 なお、土質等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議
				着手前		設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。 なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、監督員と協議
		7.薬液注入工法	承諾	着手前		施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛 上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法につ いて、監督員と協議
		8.薬液注入工事 前の確認事項	確認	着手前		施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を 有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾
		9.施工管理等	把握	施工後		薬液注入工事の着手前に仕様書に記載している項目について監督員の 確認 注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の 請求があった場合は速やかに提示
工場製品輸 送工	輸送工	2.輸送中の部材 の損傷防止	受理	施工中	2-8-2	部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に連絡し、取り替えまたは補修 等の処置を講じなければならない
構造物撤去 工	骨材再生工	2.構造物の破碎 撤去	協議 承諾	施工中	2-9-14	設計図書に定められている規定により難しい場合には、協議し承諾
		7.飛散、粉塵及 び振動対策の協 議	協議	施工前		飛散、粉塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前 に設計図書に関して監督員と協議
		8.施工ヤードの 大きさ等の変更 の協議	協議	施工前		作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法について変更が 伴う場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議
		9.設計図書によ り難しい場合の 処置	協議	施工前		作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設 計図書によるものとし、これにより難しい場合は、事前に設計図書に 関して監督員と協議
		10.指定場所以 外の仮置きまた は処分	協議	施工前		施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮 置き、または処分する場合には、設計図書に関して監督員と協議
仮設工	一般事項	2.一般事項	指示	施工前	2-10-1	設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、受注者の責任 において施工しなければならない
		3.仮設物の撤去 原形復旧	指示	施工後		設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、 仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない
	電力設備工	2.電気主任技術 者	把握	着手前	2-10-14	電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守に おいて電気主任技術者を選び、監督員に提示
	防塵対策工	1.一般事項	協議	施工前 施工中	2-10-17	工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る おそれがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、 その対策について設計図書に関して監督員と協議
		2.砂塵被害防止	協議	施工前 施工中		工事用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすお それがある場合には、散水あるいは路面清掃について、設計図書に 関して監督員と協議
軽量盛土工	軽量盛土工	3.湧水がある場 合の処置	協議	施工前	2-11-2	基盤に湧水がある場合、設計図書に関して監督員と協議
		6.中間床版	協議	施工前		中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監 督員と協議
工場製作工 (共通)	材料	1.材料確認	確認 協議	施工前	2-12-2	材料の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等の照合が不可能なも ののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による 品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うもの とするが、機械試験の対象とする材料の選定については監督員と協議す るものとする。
		2.ミルシートの提 出	受理	完成時		鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミ ルシートについて、工事完成時に提出
		7.工場塗装工の 材料	承諾	着手前		設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により監督 員の承諾